

興聖寺本『因明入正理論』翻刻読解研究（上）

後 藤 康 夫

要旨

興聖寺（京都市）所蔵の『因明入正理論』（永万二年（一一六六）七月二六日信西書写）は同寺所蔵『興聖寺一切経』に含まれている。もともと『興聖寺一切経』は、丹波国桑田郡小川郷（京都府亀岡市）の西楽寺において応保三年〔長寛元年〕（一一六三）から仁安四年〔嘉応元年〕（一一六九）まで書写（『西楽寺一切経』）されており、一三世紀初めには貞慶在住の海住山寺へ移され（『海住山寺一切経』）、更に江戸時代初期に現所蔵寺院へ納められている。他に『白毫寺一切経』・『覚母院一切経』の数点と合わせて『興聖寺一切経』として今日に至っている。興聖寺本『因明入正理論』は現段階で披見できる中では日本での最古層写本の一種と言い得る。紙幅等の都合により本稿では、論を構成する八門の中で第二門〈似能立〉を除き、〈能立〉・〈現量〉・〈比量〉・〈似現量〉・〈似比量〉・〈能破〉・〈似能破〉の七門について聊か翻刻読解を行うものである。

キーワード 興聖寺 西楽寺 信西 一切経 因明入正理論

目次

- 一 はじめに
- 二 興聖寺本
- 三 『因明入正理論』解説（〈能立〉〈現量〉〈比量〉〈似現量〉〈似比量〉〈能破〉〈似能破〉）
- 四 『因明入正理論』全文翻刻・校勘

一 はじめに

日本へ唯識が伝来したのは、北寺の興福寺伝二伝と南寺の元興寺伝二伝の都合四伝といわれており、因明も同時期に一緒に伝来したもので因明単独の別伝は考え難い。これは漢訳者であり中国唯識学派の祖とされる玄奘（六〇〇（六〇二）～六六四）が、唯識関係諸書と俱に因明書も漢訳していて、弟子たちも唯識・因明に関して註釈書を作成しており二つが俱に学ばれている。日本では玄奘漢訳書の他に直弟子の基（六三二～六八二）や法系の慧沼（六四八～七一四）・智周（六六八～七二三）を始めとして慧沼・智周の弟子系統の如理・道邑、更に異派とされた円測（六一三～六九六）・道証（七～八世紀）・太賢（～七三五～七七四～）等たちの註釈書類が伝来している。このため唯識と因明とを区別して学ぶというよりも一緒に学ばれている。唯識を声明・因明・内明・医方明・工巧明の五明中の内明（真理や自己の属する教学等を明かす）と捉えて、因明と合わせて「因内二明」と称し、法相宗の基幹的教学に位置づけられている^①。

日本での因明は、玄奘訳による陳那〔Dignāga〕（四八〇～五四〇頃）の『因明正理門論』〔“*Nyāyamukha*”〕（『門論』と略称）と商羯羅主〔Śaṅkarasvāmin〕（五〇〇～五六〇頃）

か)の『因明入正理論』〔“*Nyāyapraveśa*”〕(『入論』と略称)二書と後者の註釈書基の『因明入正理論疏』(『因明大疏』と略称)を中心として考究されており、多くの複註書が作成されている。しかし、『入論』には玄奘漢訳当初から訳語にまつわり弟子間で意見の相違が見られ二種類の『入論』が存在している。一つは基の参照した『入論』、今一つは文軌(六一五～六七五)の参照した『入論』である。中国では前者が刻本諸大蔵経に、後者は刻本大蔵経の一つである再雕版高麗大蔵経及び敦煌写本断簡^②にある。日本では現時点では刻本大蔵経は前後の二者があり、写本は管見ながら前者のみ完本が発見されていて後者は断簡のみ存在している。しかも現存註釈書類は基の参照した『入論』にもとづいている。

現時点で管見ながら確認できる日本での『入論』写本にはどのようなものがあるのだろうか。今ここで確認できる現存所蔵写本を列挙してみると次の通りである。

○興聖寺蔵(平安後期書写[永万二年[一一六六]写])。○妙蓮寺蔵(松尾社一切経平安後期書写[永久三年(一一一五)～永万元年(一一六五)]・当該論書奥書「以梵尺寺本交合了」)。○金剛寺蔵写本(鎌倉中期写)。○新宮寺蔵(鎌倉中期写)。○石山寺蔵(宝徳元年[一四四九]宋版書写・高麗再雕蔵)。○東大寺蔵(明応六年[一四九七]写・宝永三年[一七〇六]写・時期不詳写)。○聖語蔵(当該論書は第二類に入るため鎌倉期～室町期か)。○薬師寺蔵(永和[一三七五～七九]写・室町期写・天明五年[一七八五]写・天保九年[一八三八]写等)。○法隆寺蔵(室町期写)。○興福寺蔵(室町後期写)。○七寺蔵(時期不詳写)等となる。まだ現存の未見書は少なくないが、法相論義史からみて論義大成期^③にあたる平安後期から鎌倉期までに限定すると、興聖寺蔵・妙蓮寺蔵・金剛寺蔵・新宮寺蔵・薬師寺蔵の各所蔵となる。現時点で書写年を明記した古写本は、興聖寺本・東大寺本・薬師寺本と宋版書写の石山寺本である。このうち玄昉将来の藍本まで遡れるものがあるか否かは現時点では不詳である。なお妙蓮寺本は興聖寺本より一年古い可能性はあるが、閲覧及び未入手のため今は除いておくこととする。

本稿では、上記の通り確認できる中で、暫定的ではあるが入手できるうち最古の写本について翻刻と読解の提示を企図するものである^④。

二 興聖寺本

興聖寺本『入論』は『興聖寺一切経』という写本一切経に含まれており、その調査^⑤によれば、『入論』は「永万二年□(七)月廿六日書了執筆求菩提信西」^⑥(一一六六年八月二三日)^⑦と記されていて、永万二年信西(不詳)によって書写されていることがわかる。信西は『興聖寺一切経』には、永万二年三月写の『等集衆徳三昧経』卷上(「結縁筆者求菩提行人信西」)より仁安三年(一一六八)六月写の『根本説一切有部毘奈耶』卷四六等まで名前が確認できていて、興聖寺とは何らかの関係性があつたと見られる。宇都宮啓吾氏の指摘^⑧によれば、『興聖寺一切経』全五二六一帖は『西楽寺一切経』(右記の二寺以外)・『白毫寺一切経』(一点)・『覚母院一切経』(三点)の三つから構成されており、一切経奥書記載のある八九九巻中のうち九割は下記の時期を占めている。

すなわち、『興聖寺一切経』の殆どを占めている『西楽寺一切経』は、丹波国桑田郡小川郷(京都府亀岡市)の西楽寺^⑨において応保三年[長寛元年](一一六三)から仁安四年[嘉応元年](一一六九)までのおおよそ六年間に中原真弘を発願者として近在の有力者が結縁^⑩し、興福寺等と関係の深い僧たちによって書写されていたものとされている。これが一三世紀初めに貞慶在住の

海住山寺（貞慶は承元二年（一二〇八）笠置寺より移住）へ移され（『海住山寺一切経』）、更に江戸時代初期に現在の収蔵先である興聖寺¹¹（京都市上京区）へ納められている¹²。このあたりの事情は、後世の書である『山城南勝志』¹³や『興聖寺蔵文書』¹⁴（享保十一年〔一七二六〕六月付目録）では、海住山寺へは十種の宝物移動の中での随一が「一切経」であったということと興聖寺へはもともと僧侶・官人らの寄合書¹⁵で構成される経箱五〇〇箱の「一切経」が慶長年間に移り、しかも経匣は明正天皇と東福門院からの寄附であったということが伝えられている。

このような由来のある興聖寺及び『興聖寺一切経』であるが、そこに所収している『入論』を書写した信西は、『西楽寺一切経』書写時代の中期から後期にかけて多くの経論書写に名を残している。信西はこの後興福寺所蔵書写論書や『海住山寺一切経』への入蔵書写経典にもその名を留める人物と思われ、彼自身興福寺との関係が想起される。

まず興福寺所蔵書写論書とは、以下の通り（下線付す）で、

○慧沼『因明入正理論疏義断』奥書

〔朱書〕元久二年九月十八日書善了書本云以興善院僧都本書了云〃

正治二年庚申六月廿九日已尅於超昇寺東別

所書写了執筆信西

〔別筆〕同年七月十三日移点了点本宝積院房書也／写本文顯房得業本也……（前略）……

点本奥記云

興福寺沙門齊順敬¹⁶大願發書一切大小乘經律論章疏等同寺覺詮依其
勸誘以維久安四年歲次八月四日写了

伝同寺藏俊履晴意移点已了于時永萬二年春二

月十五日記……（後略）……

興福寺沙門釈覺憲記之云〃

同寺沙門尺英弘矣

〔別筆〕貞應元年自五月廿七日始之至于六月五日九ヶ日之間

奉読之了当年維广逐講用意也大法

師英弘

聽衆 良盛 頼玄

当日者是吉日也仍參上階東妻室修禪院

○慧沼『因明入正理論義纂要』奥書

有記云纂主大諱惠玄為忘三藏改為惠沼云〃

〔別筆朱書〕 土御門天皇即位二年

正治二年庚申六月廿日書畢執筆信西於

超昇寺東別当写之

〔別筆〕点本奥記云

本奥記云

興福寺沙門齊順敬發願書寫一切大小乘經律論疏等依其勸誘同寺
覺詮写了于久安四年歲次戊辰八月八日

伝得大法師藏俊履詔同法勤慶奉移点了永萬二年春正月廿九日記

点本奥記云……（前略）……

嘉應二年庚申¹⁷八月廿一日書写了 執筆沙門澄

惠 同年九月二日写裏書了

同年同月同日亥刻於燈下写善了 同九月十
 三日戌刻許於燈下写点了…（後略）末学沙門釈覚憲記之
正治二年夏六月之比語超昇寺沙門信西十郎房終写功了寫本永尊得業／書
 同年七月上旬三日移点書写善了点善本宝積院書也^⑥

とあるように、慧沼の因明書『義断』『纂要』は俱に斉順（不詳）発願により久安四年（一一四八）覚詮（不詳）の書写したものを、蔵俊（一一〇四～一一八〇）が永万二年（一一六六）に前者は晴意（不詳）に移点を付させ、後者は勤慶（不詳）に移点を付させている。更に後者『纂要』について嘉応二年（一一七〇）に澄恵（不詳）が転写しており、それらを覚憲（一一三一～一二一二）が記している。その後正治二年（一二〇〇）に超昇寺東別所において信西が再度書写しているとされていることがわかる。永万二年から正治二年という三十四年の時間経過は、「信西」が同僧名別人物という見方は排除できないものの、一切經書写奥書等からすれば彼が書写だけに留まらず勸進僧でもあったことから西樂寺での一切經書写勸進が興福寺との関係を抜きにしては成り立ち難いことと無関係と考え難く、未確定であるものの同一人物という可能性は低くはないと思われる。興福寺では永万二年といえば、既に蔵俊が唯識・因明の碩学として『因明大疏抄』等を不断に作成していた時期でもある。

次に海住山寺書写經典とは『興聖寺一切經調査報告書』等によれば、現在『興聖寺一切經』所収の『大般若經』卷六〇〇奥書に

建曆二年壬申十一月廿八日書写畢／執筆超昇寺信西^⑦

とあるように建曆二年（一二一二）貞慶最晩年時の『海住山寺一切經』への『大般若經』入蔵事業の一環に上記興福寺蔵因明書の書写を行っていた信西も携わっていたと見られる可能性は排除し得ない。この海住山寺への「一切經」入蔵は、「一切經」の完成を期して貞慶十三回忌に際し「一切經」の闕巻を補充する作業にも繋がり、覚遍（一一七五～一二五八）の『一切經供養式并祖師上人十三年願文』（『元仁二年海住山上人御房十三年追善願文』（『願文』と略称）には、

（前略）…奉安置一切經／五千卷先師上人傳舊本而安置當山弟子数輩書欠卷而迅治／經藏補闕之經律論成自檀那之結縁…（中略）…元仁二年二月三日／弘長三年癸／亥三月二十七日申／時於海住山十輪院以當山經藏／之本書寫之畢此式是先師光明院權僧正覺遍之御草也而／去十三日被行當山恒例一切經供養法會之時宗性列其衆／聽聞之隨喜之涙雖抑感激之腸易断仍同二十五日自罷／入經藏借請彼藏司舜心蓮位房取出正本所書寫也…（後略）…右筆華嚴宗末葉法印權大僧都宗性／年齡六十二／夏臈滿五十^⑧

と闕巻を補闕した「一切經」の安置が記されている。「一切經」補闕等は、建曆三年二月三日（一二一三年二月二四日）の貞慶死去後、元仁二年二月三日（一二二五年三月一三日）に執り行われた十三回忌に合わせて整備されたものである。この時期、寺には一面四間の堂舎（釈迦如来像・戒律祖師像安置）〔現存せず〕、七間の食堂（賓頭盧尊者像安置）〔現存せず〕、三間の經藏（文殊菩薩像〔現存せず〕・一切經五千卷〔興聖寺に現存〕安置）〔現在の文殊堂か〕、茅葺き大門〔現存せず〕の建立と塔階の増加〔五重塔裳階付加〕及び本堂への『觀音淨刹之藻績』『靈叡往生之画図〕〔文明五年（一四七三）画』『補陀落山淨土図』『十一面觀音來迎図〕の原図か〕の安置などが行われていたと指摘されている^⑨。

なお、この『願文』は宗性（一二〇二～一二九二）が弘長三年（一二六三）に書写している。これは彼が海住山寺での毎年三月十三日恒例の「一切經」供養法会に参列後、感激のあまり改め

て同月二五日に経蔵に入り、蔵司蓮位房舜心（不詳）より借り出して同寺十輪院にて書写したものである⁹⁰。

また「一切経」闕卷への補闕事業では、貞慶を継いで海住山寺二世となった慈心房覚真（一一七〇～一二四三）は『悲華経』等に名前が挙がっている⁹¹。もともと彼は後鳥羽上皇近臣として正三位参議民部卿の職にあったが、貞慶に帰依後の承元四年（一二一〇）に出家を認められ、以後戒律護持に努めた僧侶である。その彼が貞慶の十三回忌にあたり『悲華経』書写を勧進し、巻一〇では覚真と同様に後鳥羽上皇近臣で歌人でもあった源家長（～一二三四）が書写をして、十三回忌の二日前に完成していたことがわかる。また闕卷の補闕事業は、興福寺と関係する可能性が高い超昇寺の信西や海住山寺関係者だけではなく南都寺院も参加しており、道世（～六八三）の『諸経要集』には薬師寺僧侶の書写がある。すなわち十三回忌前年の貞応三年（一二二四）七月晦日薬師寺大直院での信尊写『諸経要集』巻一、同年七月二九日薬師寺林堂での円隆写『諸経要集』巻五、同年閏七月一日薬師寺僧経鎮が同寺の堪勝・智浄に書写させた『諸経要集』巻七、同年七月二〇日薬師寺僧蔵院写『諸経要集』巻八など貞応三年に集中的に書写しており、同年閏七月六日に書写した『諸経要集』巻一〇には「貞應三年閏七月六日已剋書畢／薬師寺之五十卷結縁之内也」⁹²とあり、「諸経論」五〇卷分の書写を担当して寺院をあげて協力している姿勢が窺われる。

このように『入論』を含む『西楽寺一切経』を中心とした「一切経」が貞慶入寺後の海住山寺へ移り、貞慶没後その十三回忌法要までに闕卷の補闕作業が完成していたことがわかり、その中で『入論』書写の信西も聊か関係を有していたと見られる。こうして現在暫定的に確認できるうちの古写本としては、永万二年（一一六六）信西書写の『入論』が存在するわけである。

三 『因明入正理論』解読（能立・現量・比量・似現量・似比量・能破・似能破）

基は『入論』全文を解釈するにあたり原文と順不同に八門両益を説いている。両益とは自悟と悟他とを意味し、前者は立論者自らが理解するもので、正しく理解するの誤って理解するの誤りで〈現量〉・〈比量〉（真現量・真比量）及び〈似現量〉・〈似比量〉が含まれる。後者は対論者等他者に理解させるもので正しく理解させるための〈能立〉・〈能破〉（真能立・真能破）及び誤った〈似能立〉・〈似能破〉が含まれる。ここで原文の順序通りにみれば、〈能立〉とは正しい論証で、自己の主張を提示・論証（言語表現）し、相手に自己の主張を承認させることで、正しく主張するためには論証式の〈宗〉（主張命題・論証主題）・〈因〉（理由根拠）・〈喩〉（喩例実例）を整える必要がある。次稿へ譲るが、〈似能立〉とは誤った論証であり、自己の主張を論証しようとするものの〈宗〉〈因〉〈喩〉の何れかに誤りがあり正しい主張・論証ではなく不完全な論証式となっている。ただ『入論』では誤りの典型的諸例が示されていて、その誤りに〈似宗〉の九過・〈似因〉の十四過・〈似喩〉十過の合計三十三種類の過失がある。

〈似宗〉には〈現量相違〉・〈比量相違〉・〈自教相違〉・〈世間相違〉・〈自語相違〉・〈能別不極成〉・〈所別不極成〉・〈俱不極成〉・〈相符極成〉の九種類の過失。〈似因〉には〈両俱不成〉・〈隨一不成〉・〈猶予不成〉・〈所依不成〉の〈四不成〉⁹³、〈共不定〉・〈不共不定〉・〈同品一分転異品遍転不定〉（〈同分異全不定〉）・〈異品一分転同品遍転不定〉（〈異分同全不定〉）・〈俱品一分転不定〉（〈俱分不定〉）、〈相違決定〉（〈相違決定不定〉）の〈六不定〉⁹⁴、〈法自相相違〉・〈法差別相違〉・〈有法自相相違〉・〈有法差別相違〉の〈四

相違^㉞。〈似喩〉とは〈能立法不成〉・〈所立法不成〉・〈俱不成〉・〈無合不成〉・〈倒合不成〉の〈似同喩〉、〈所立法不遣〉・〈能立法不遣〉・〈俱不遣〉・〈不離不遣〉・〈倒離不遣〉の〈似異喩〉となっている。正しくない〈宗〉に九種類の過失、正しくない〈因〉に〈四不成〉〈六不定〉〈四相違〉の十四種類の過失、正しくない〈喩〉に同類の〈似同喩〉と異類の〈似異喩〉の十種類の過失である。ここまでの『入論』の大半を占めており、この後に六門が続いている。これには、まず〈現量〉とは直接的知覚であり、自己の論理根拠となるような概念化作用を伴わない直接的認識を意味している。〈比量〉とは推理をさし既知のものから推知する推理的な認識・知識を意味している。〈似現量〉とは誤った知覚であり、正しくない直接的認識を意味している。〈似比量〉とは誤った推理で、正しくない推理的認識を意味している。〈能破〉とは対論者等相手の主張・論証を論破するもので、相手の主張・論証に対し相手の誤りをこちらが誤謬なく示している。これに〈立量破〉と〈顕過破〉との二種類がある。前者は論証式を立てて他者の立論をくじくので、これが〈真能立〉ともなるが誤って立量してしまうと所謂三十三過ともなってしまう。後者は新たな論証式を立てずに相手の論証式に過失がある点を指し示すもので、例えば〈六不定〉の中の不定作法等である。また当然破斥されるような誤って立てているものなので〈似能立〉ともなる。最終門である〈似能破〉とは相手の主張・論証への誤った論破で、正しくない〈能破〉を意味している。

○興聖寺本『因明入正理論』

以下、『入論』の順に従い二門八益の中で、本稿では〈能立〉・〈現量〉・〈比量〉・〈似現量〉・〈似比量〉・〈似能立〉・〈似能破〉の二門七益を取り扱う。^㉟

凡例は、本文は原文（「原」と示す）通りとし、原文誤字等は当該字に下線で記す。訓読（「訓」と示す）は誤字を訂正して表示しそれ以外は原文通りとする。そのため訓読は、原文と異なる箇所もあるが、該当箇所記述には校勘を含めて解説等で註記しておくこととするが、詳しくは後述の「四『因明入正理論』全文翻刻・校勘」で記す。現代語訳（「現」と示す）は常用漢字で記し、文章上補う場合は「□」・説明語を加える場合は「（）」で示す。なお場合によっては解説（「解」と示す）を附加することもある。

（題目）

原：因明入正理論 商羯羅王菩薩造 三藏法師玄奘奉譯

訓：因明入正理論 商羯羅王菩薩、造す。三藏法師玄奘、奉じて譯す。

現：『因明入正理論』、シャンカラスヴァーミン菩薩が造する。三藏法師玄奘は「天子の命令を」承り訳す。

解：『因明大疏』巻上（大正四四・九二上）によれば『因明入正理論』〔Yinming ruzhenglilun〕は、醯都費陀（次の上の二字は並びに舌頭に軽声を以て之を呼ぶ）那耶鉢羅吠奢奢薩但羅という。醯都（hetu）〔xīdū〕を「因」といい、費陀（vidya）〔fèituó〕を「明」といい、那耶（naya）〔nàyē〕を「正理」と称する。鉢羅吠奢（praveśa）〔bōluófēishē〕を「入」と翻ずる。奢薩但羅（sastra）〔shēsādálúó〕は「論」なり。唐には因明入正理論と云う。今此の方言に順じて因明入正理論と称する、とある。

「商羯羅主」〔Shāng jié luó zhǔ〕はサンスクリット語Śaṅkarasvaminの音写（商羯羅塞縛彌）であり漢訳すると「骨鑣主」や「天主」となる。サンスクリット語や漢訳語からは「王」という意味は出てこないため誤字とみられる。「奉譯」は刊刻大藏經では「奉詔譯」というように皇帝の詔を奉じて訳すというスタイルになっている。ここが脱字という蓋然性は否定し得ない。

（序）

原：能立與能破 及似唯悟他 現量與比量 及似唯自悟

訓：能立と能破と及び似とは、唯だ悟他のみなり。現量と比量と及び似とは、唯だ自悟のみなり。

現：〈能立〉と〈能破〉と〈似〉〔似能立〉と〈似能破〉〕とは、唯だ他者のために理解させるものである。〈現量〉と〈比量〉と〈似〉〔似現量〉と〈似比量〉〕とは唯だ自らのために理解するものである。

解：この偈頌が八門兩益の頌文となる。これには自悟門と悟他門とに区分でき、前者が〈現量〉〈比量〉〈似現量〉〈似比量〉、後者が〈能立〉〈似能立〉〈能破〉〈似能破〉とになる。成立年代については『開元釈經錄』によれば貞觀二一年八月六日（六四七年八月二九日）弘福寺において玄奘が訳出し、筆受・証文が明濬（知仁或いは明濬が筆受）、証梵語が玄謨、正字が玄庇、証義が文備・神泰等七人とされている。当時は太陰太陽曆（戊寅元曆〔唐の武徳二年（六一九）から麟徳元年（六六四）まで採用した唐最初の曆〕）が使われ西曆（当時ユリウス曆）とはひと月からふた月程ずれている。貞觀二一年は西曆六四七年二月一〇日から六四八年一月二九日、また『因明正理門論』の訳された貞觀二三年は西曆六四九年二月一七日から六五〇年二月六日にあたる。なお訳出年については諸説がある。上記のように智昇『開元釈教錄』〔七三〇〕卷八（大正五五・五五六下）によれば『入論』は貞觀二一年・『門論』^⑨は貞觀二三年であるが、道宣『大唐内典録』〔六六四〕卷六（大正五五・二九六上）では二論俱に貞觀二一年翠微宮で訳したとあり、慧立本・彦棕箋『大慈恩寺三蔵法師伝』〔六八八〕卷八（大正五〇・二六二中）では『門論』は永徽六年五月（六五五年六月一〇日～七月八日）・『入論』は「又先於弘福寺譯因明論」と年代は記していない。更に善珠の『因明入正理論疏明灯鈔』〔七八〇〕卷一（大正六八・二一〇中）では「於西京弘福寺翻譯。二十二年戊申之歲。六月十五日。譯因明入正理論。及因明正理門論」と二論俱に貞觀二二年六月十五日（六四八年七月一〇日）に訳しているというように諸説が出ている。『瑜伽論』の「因明」説明箇所との関係を考慮すれば、『三蔵法師伝』以外で各論別々の『開元釈教錄』と二論俱の『大唐内典録』『明灯鈔』が注目される。貞觀二一年『入論』貞觀二三年『門論』の『開元録』と貞觀二一年二論の『内典録』・貞觀二二年二論の『明灯鈔』とは、何れも貞觀二一年～二二年中に訳出している。このため六四七年から六六三年までの玄奘の全漢訳作業においてこの時期に集中的に因明書が漢訳されていたと考えられる。

原：如是惣攝諸論要義

訓：是くの如く惣じて諸論の要義を攝す。

現：このように全般的に〔『瑜伽論』『対法論』『論軌』『門論』等々の『入論』に先行する因明関連〕諸論の要点となるところを〔この偈頌に〕おさめている。

解：陳那『因明正理門論』と商羯羅主『因明入正理論』とでは、『門論』が先に著述されてるが、玄奘漢訳では『入論』『門論』の順である。ただ上述のように『入論』『門論』前後一年訳や二年説・同年の訳の漢訳には異見があるものの『門論』『入論』の順はないので、ここでの「諸論」には『門論』も含まれるとみてよいであろう。

(一) 能立

原：此中宗等多言名爲能立由宗因喩多言開示諸有問者未了義故

訓：此の中の宗等の多言名づけて能立と爲す。宗・因・喩の多言に由りて、諸の問ふこと有る者に未了の義を開示するが故に。

現：偈頌の中の〈宗〉等（〈因〉〈喩〉）の複数のものに名をつけて〈能立〉とする。〔〈能立〉と名をつける理由を述べれば、偈頌の中の〕〈宗〉〈因〉〈喩〉の複数の言明に由って、多くの対論者が未だ了解していない・知らないこと（未だ完全明了に示されていない・知らない意義）を彼らに開き示すためである。

原：中此宗者謂極成有法極成能別差別性故

訓：此の中に、宗とは謂く、極成の有法と極成の能別と、差別性なるが故に。

現：〔〈宗〉〈因〉〈喩〉の〕この中で、〈宗〉とは立論者対論者双方の認める有法（主張主辞）（〈宗〉の賓辞にある性質を有するもの、賓辞の属性を有す事物そのものである主辞＝「無常」という属性を持つ「声」）と同じく双方の認める〈能別〉（主張賓辞）（対象物に備わる属性の有無を区別するもので特殊のもののみを挙げてその性質を有せるもので、主辞を規定する賓辞＝「声」を規定する「無常」）に、区別限定される関係性（相互に範囲を限定する関係）にある。

解：「差別性故」には異読問題（改訳問題）があり、「差別性故」は本書以外に「江南諸大藏經」・版本・日本写本で示され、「差別爲性」は『高麗大藏經』・『大正藏經』・敦煌写本BD9403などである^⑧。なお〈有法〉と〈能別〉とが「差別性故」であるとは、〈宗依〉である〈有法〉と〈能別〉とが、〈宗体〉から言えば全体で「差別性故」の関係性を有していることとなる。なお論理学の記号を用いれば「 $(x) (Px \rightarrow Sx)$ 」^⑨とも言い得る。

原：隨自樂爲所成立性是名爲宗如有成立聲是无常

訓：自らの樂爲に隨ふ所成立の性なり。是れを名づけて宗と爲す。聲は是れ無常なりと成立すること有るが如し。

現：立論者自らの樂爲（「樂爲」とは立論者自らが樂う・自らが論証しようとするも）〕によって成立される。〔そのため〈宗〉である〕〔例えば〕「声は無常である」ということが成立するようなものである。

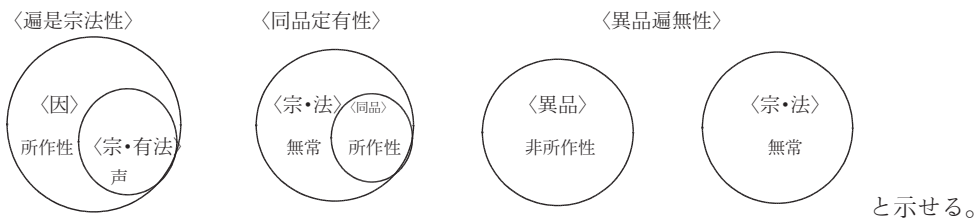
解：〈宗〉は立論者自らが願うということが重要で、対論者等他者の主張には一顧だにしない。すなわち〈極成〉である主辞・賓辞の〈宗依〉が結合して不相離性（合い離れないこと）の〈宗体〉となっている。それ故に〈宗体〉は立論者の自意に任せて樂うままに成立するものである。

原：因有三相何等爲三謂遍是宗法松性同品定有性異品遍无性

訓：因に三相有り。何等をか三と爲す。謂く、遍是宗法性と同品定有性と異品遍无性なり。

現：因には三種の特徴がある。何を三〔種〕とするのか。〔それは〕主辞の賓辞に所属する性質（〈遍是宗法性〉）と賓辞（論証されるべき性質）と類似同類）の中に〔のみ〕存在する性質（〈同品定有性〉）と非類似（異類）の中に〔決して〕存在しない性質（〈異品遍無性〉）とである。

解：〈遍是宗法性〉とは論証主題の属性と言えるので「理由Hは主題Pに存在する」こととなる。〈同品定有性〉とは同類に存在するため「論証されるべき性質Sを持つものの中にのみ理由Hが存在する」ものとなり、〈異品遍無性〉とは異類に存在しないため「論証されるべき性質Sを持たないものには理由Hは決して存在しない」となる^⑩。ヴェン図は



論理記号で明示すれば〈遍是宗法性〉は主題所属性なので「 $(x) (Px \rightarrow Hx) \wedge (\exists x) (Px \wedge Hx)$ 」（「 $P \cap H \neq 0$ 且 $P \cap \bar{H} = 0$ 」）、〈同品定有性〉は同類存在性のため「 $\neg P \cap S \cap H \neq 0$ 」や「 $(\exists x) (\neg Px \wedge Hx \wedge Sx)$ 」、〈異品遍無性〉は異類非存在性のため「 $\neg P \cap \bar{S} \cap H = 0$ 」や「 $\neg (\exists x) (\neg Px \wedge \bar{S}x) \wedge Hx$ 」と言い得る。

原：云何名爲同品異品

訓：云何んが名づけて同品・異品と爲す。

現：どうして〈同品〉・〈異品〉と言うのか。

原：謂所立法均等義品説名同品如立无常瓶等无常是名同品

訓：謂く、所立の法と均等なる義品を説きて同品と名づく。无常を立つが如きは、瓶等の无常、是を同品と名づく。

現：所立の法である論証主題の賓辞と均等であるものを〈同品〉と言うのである。〔例えば声に対して〕无常を立てるようなことは、瓶等のような无常のものを同品と言うのである。

解：〈同品〉 (sapakṣa) は、〈宗〉の賓辞の性質を有する事物全体を指しており、〈宗〉の賓辞の外延となるものとなっている。所立の法は〈宗〉の賓辞であり、〈同品〉〈異品〉はその〈宗〉の賓辞を基盤としている。即ち〈因の三相〉では賓辞を全て外延的（ある概念に適用される全範囲）に、ここでは无常性を有するものと理解して〈同品〉を捉え、〈異品〉はその〈同品〉と矛盾する関係にあるため无常性を有しないすべてを指すことになる。

原：異品者謂於是處无其所立

訓：異品とは謂く、是の處に於いて其の所立无きと。

現：〈異品〉とはここにおいて（〈同品〉以外のところにおいて）その所立法（〈宗〉の賓辞にある性質＝無常）に存在しないものをいう。

解：〈異品〉（vipakṣa・asapakṣa）は、〈同品〉の範囲以外の全てで、前述の通り〈同品〉とは必ず相違する関係にあるものとなる。

原：若有是常見非所作如虚空等

訓：若し是れ常なるもの有らば非所作と見る。虚空等の如し。

現：もしここ（同品以外のところ即ち異品の箇所）において常住なる物があるとするならば、それは非所作であると見なす。〔例えば〕虚空等のようなものである。

解：〈同品〉以外の所には無常性のものは存在しないと記すような〈同品〉とは反対に、常住のものならば非所作のものである。この「見る」は命令形として捉え見よ（見なさい）と考えられるが、「見」はdr̥ṣṭaでこの語は見られたるの意味で副詞的に「見る如く」「経験上」「確かに」「実に」等の意味で用いられる。それ故「見る」や「見のごとく非所作なり」も可能であろう。

原：此中所作性或對勇無間所發性遍是宗法於同品定有於異品遍無是无常等因

訓：此の中、所作性或いは勤勇無間所發性は、遍是宗法にして、同品において定有なり、異品において遍无なり。是れ無常等の因なり。

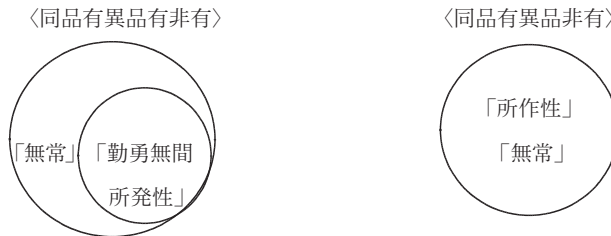
現：この（「声は無常である」という）〔量の〕中で、「作られたもの」或いは「努力し瞬時に起こる（現われる）」とは、〈遍是宗法〉（主張・主題に所属している）であり、〈同品〉（主張賓辞の「無常である」と類似する同類）においてのみ〔「所作性」等の因は〕存在している。〈異品〉（主張賓辞の「無常である」と類似しない異類）においては〔全く「所作性」等の因は〕存在していない。それが無常等〔の主張賓辞〕に対する〈因〉である。

解：『入論』に数多く記す「勤勇無間所發性」とは『因明大疏』卷上では「勤勇とは策……咽喉唇舌等を撃ち勇鋭なること無間に發願する」（大正四四・一〇八中）とあり、『明灯鈔』卷二末では「勤とは索励、勇とは猛、無間とは相統の意味である。索励、猛利、相統を縁として自らの内心に由り声は此れによって發す」（大正六八・二八四下）とある。「遍是宗法於同品定有於異品遍無」は諸本により「遍是宗法性同品定有性異品遍無性」、「遍是宗法於同品定有於異品遍無性」等とある（四、本稿当該箇所参照）。

「声は無常である」に対して「所作性」「勤勇無間所發性」とは〈因の三相〉を具足している正因である。〈因〉においてこれら二つであることと理解している。「所作性のもの」と「無常性のもの」とはその存在範囲は同じであるが、「勤勇無間所發性のもの」は「無常性のもの」よりもその範囲は狭くなる。故にここには包摂関係や従属関係がある。一般的に主辞賓辞関係の外延は、賓辞が主辞を包摂するけれども、一つの場合が両辞は同延・同義の関係となる。〈所作性〉と「無常」とは全く同延の関係となる。即ち「無常」は全て何等かの因縁によって作られたものであるから、作られたものは必ず無常である。これに反して〈勤勇無間所發性〉は「無常」で

あるけれども、「無常」は全て〈勤勇無間所発性〉とは言い得ない。例えば、声について言えば、声は意志的な努力によって生じる音声と風雷雨等の自然現象により起こる音響とがあり、何れも「無常」であるが、前者は勤勇所発となるものの後者はそうではない。それ故に〈勤勇無間所発性〉のものは全く「無常」のものの範囲に包摂される。

正しい〈因〉か否かを判定する〈九句因〉に照らすと「所作性のもの」は第二品の〈同品有異品非有〉で、「勤勇無間所発性のもの」は第八品の〈同品有異品有非有〉となる。ヴェン図で記せば



末尾の「無常等」の「等」とは、声に対する立論者の考えであって賓辞に無常以外のものを立てて「所作性」等の因を用いられるとの意味とみられる。

原：喩有二種一者同法二者異法

訓：喩に二種有り。一には同法、二には異法なり。

現：喩には二種類がある。一つには〈同法〉（〈同喩〉類似の喩例）であり、二つには〈異法〉（〈異喩〉非類似の喩例）である。

解：喩例には同類の実例と異類の実例とあり、同類の実例である〈同喩〉（表詮）は〈喩〉が〈因〉と〈宗〉賓辞とを一文として「諸所作性無常猶如瓶等」となり「諸所作性無常」が〈喩体〉・「猶如瓶等」が〈喩依〉となる。つまり〈先因後宗〉関係の「〈喩〉の合作法」にあたる。ここで前者は後者に具わる意味であり、後者は実例である。即ち主賓辞の外延関係性は包摂と同延とも言い得る。無論、換位すれば包摂は誤謬となり、同延は不正確なものとなる。もし〈喩体〉を換質換位すれば「諸常住皆非所作性猶如虚空等」となり〈同喩〉とは矛盾する。一方、異類の実例である〈異喩〉（遮詮）は〈先宗後因〉の関係、上述の「諸常住非所作性猶如虚空」となり「〈喩〉の離作法」（所作性は因と喩賓辞に存在する）となる。〈因〉と〈宗〉賓辞との関係、〈喩〉の主賓両辞の関係では、「同品」は〈宗〉賓辞にある性質を有する事物全体を指し（宗同品）、「異品」はその性質を全く有しない事物を指す（宗異品）こととなる。

〈同法〉は「 $(x) (\neg Px \wedge Hx \rightarrow Sx) \wedge (\exists x) (\neg Px \wedge Hx \wedge Sx)$ 」または「 $\neg P \cap S \cap H \neq 0$ 且 $\neg P \cap S \cap H = 0$ 」 「およそ性質Hを有するものは全て性質Sをもつから、例えばaのように」と表現でき、〈異法〉は「 $(x) (\neg Px \wedge \neg Sx \rightarrow \neg Hx)$ 」または「 $\neg P \cap \neg S \cap H = 0$ 」 「およそ性質Sをもたないものは全て性質Hをもたない。例えばbのように」と言える^⑩。

また〈因〉の性質を有する事物を「同品」（因同品）、有しない事物を「異品」（因異品）とも言い、通常は「宗同品」「因同品」を「同品」「異品」、「因同品」「因異品」を「同法」「異法」と称することがある。

原：同法者若於是處顯因同品決定有性謂若所作見彼無常譬如瓶等

訓：同法とは若し是の處に於て因は同品に決定して有なる性を顯はす。謂く、若し所作なるものは彼無常と見る。譬えば瓶等の如し。

現：〈同法〉とはここ（宗同品（宗資辞＝〔彼皆〕無常））において〔所作性である〕〈因〉は〈同品〉（宗資辞）にのみ存在していることが顯わされるものである（＝〈因〉は〈宗の法〉にのみ包摂されている・〈因〉は〈宗法〉の存在領域にのみ存在している）。〔例えば、〕作られたものは彼の（今まさに話題に上っているその）無常であると理解できる。譬えるならば、瓶等のようなものである。

解：「顯因」は所作性を示し「同品」は〈能別〉の同品であって無常のものである。つまり所作性のもののある所には無常のものが存在している。無常のものが所作性のものを包摂している〈同品定有性〉（同品に存在する：宗資辞に包摂されるのと同等の二つ）を記すものである。換言すれば、「因同品決定有性」は〈同諭〉として言明される諭同法でもある。なお「若所作見彼無常譬如瓶等」は仮言的な仮定の主題となる、もし定言（全称肯定）にすれば「諸所作性見彼無常譬如瓶等」となる。

原：異法者若於是處說所立无因遍非有謂若是常見非所作如虛空等

訓：異法とは、若し是の處に於て所立无きには、因遍じて有に非ざるを説くなり。謂く、若し是れ常は、非所作と見る。虚空等の如し。

現：異法とはここ（宗異品＝非無常＝虚空等）において所立（〈宗〉資辞の無常）が存在しないところには、〈因〉（所作性のもの）はいたる所くまなく存在しないと説くものである。〔例えば、〕もしこの常住なるものは、〔全て〕作られたものではないと見なす。〔譬えば〕虚空等のようなものである。

解：常住である〈宗異品〉には〈所作性〉の〈因〉が存在しないという〈異品遍無性〉を示している喩の〈離作法〉となる。なお、〈同品〉の箇所準じて訓じると〈同品〉での「顯」とここの「説」とは一番最後に読むと捉えている。

原：此中常言表非無常非所作言表无所作如有非有説名非有

訓：此の中の常の言は非無常を表し、非所作の言は无所作を表す。有の有に非ざるを説きて非有と名づくが如し。

現：この（「声は無常である」という）〔量の〕中で、「常住」という言葉によっては非無常（無常ではない（無常のない））ということであらわし、「非所作」（作られたものではない＝所作の否定）という言葉によっては無所作（作られたものはない＝所作の空集合）をあらかわすものである。〔例えば〕有は有ではない（存在するものは存在するものではない）と説いて、非有（存在しないもの）と言うようなものである。

解：常住は無常と矛盾関係にあり、所作は非所作と矛盾関係にある。例えば「有」というものを否定して「非有」と説くように、その「非有」ということばは非有というものが存在するわけではない。即ち、有ることのないことを非有というようなもので、非有というその非有であるものが存在するわけではない。なお訓読上「常言表非無常非所作言表无所作」の「非無常」を「无常

に非ざるを表し、「非所作言」は「所作に非ざるの言は」、「无所作」を「所作无きを表す」とすることも可能である。

原：已説宗等

訓：已に宗等を説きたり。

現：既に〈宗〉等〔〈因〉〈喩〉の三支〕を説いた。

解：「宗等」の「等」は〈因〉〈喩〉を含む向外等である。翻刻校勘に記すように「宗因等」と捉えるものもある。

原：如是多言開悟他時説名能立

訓：是くの如き多言は他に悟りを開かしむる時を説きて能立と名づく。

現：このような〔〈宗〉〈因〉〈喩〉の〕複数の語彙は、他者に理解をさせる時に説いたもので、それが〈能立〉と言われるものである。

解：通常〈宗〉（論証主題）〈因〉（理由根拠）〈喩〉（喩例実例）の三支は、立論者が主張すべき命題（論証すべき主題）を論証式の形で提示したものであるため〈能立〉と称される。偈頌にあるようにそもそも八門（〈能立〉〈能破〉〈似能立〉〈似能破〉〈現量〉〈比量〉〈似現量〉〈似比量〉）中の〈能立〉に対するのは〈能破〉であるが、上述のように、この三支を〈能立〉〈所立〉とに分けて〈宗〉は〈所立〉に、〈因〉〈喩〉は〈能立〉とする解釈がある。この場合、立てられる〈宗〉と立てる〈因〉〈喩〉とに分別するもので、「声無常等」で例示すれば「作られたものである、譬えば瓶等のようなものである」と立てることにより「声は無常である」が立てられる構造となっている。『因明大疏』卷上（大正四四・九六下）ではこれを〈因〉と〈同喩〉〈異喩〉の〈一因二喩〉としている。

原：如説聲无常者是立宗言所作性故者是宗法言

訓：聲は無常なりと説くが如きは、是れ立宗の言なり。所作性なるが故にとは、是れ宗法の言なり。

現：〔譬えば、〕「声は無常である」と説くようなものは、それは〈宗〉（論証主題）を立てることばである。「作られたものである」（〈因〉）と言うのは、それは〈宗〉の〈法〉（賓辞）（＝無常性）に撰められることばである。

解：「所作性故」は〈宗〉の〈法〉となる〈因〉を指し、主張賓辞の性質を示している。これによって「声無常」の〈宗〉が成立する。ここの「所作性故」の「故」があることには、これが〈立因の法〉であるからという解釈がある。

原：若是所作見彼^も常如瓶等者是随同品言

訓：若し是れ所作なるものは、彼を^も無常と見る。瓶等の如しとは、是れ同品に随ふ言なり。

現：もしこれ（＝「声は無常である」という量において）は作られたもの〔という〈因〉〕であ

れば、それを無常であるとする（理解する）ことである。「瓶等のようなものである」とは、これは同品（〈因同品〉（因）：所作性、〈宗同品〉（宗の法）：無常。即ちここでは〈宗同品〉・〈因同品〉の二義を含んでいる）に随うことばである（同類であるということばである）。

解：正しい論証式では「所作」の〈因〉が存在すれば、賓辞である無常を含む〈宗〉そのものが提示されるわけで、「如瓶等」ということでその〈宗〉が〈因〉と同類の〈因同品〉に随順することを示している。作られたものは声上での性質を記すために無常を示すけれども必ずしも無常は作られたという〈因〉に随順するわけではなく、作られたものは声にも瓶等々にも当てはまる。今ここで「如瓶等」と言明することで瓶という作られたものの無常性を挙げて声の無常も〈因同品〉に随順することを言明することになる。

更に、「随同品」ということには〈宗同品〉に随順する意味も有している。〈因〉が存在することとは、〈宗の法〉も存在していて、〈所立〉の声は無常の性質に随順することになる。ここで〈宗〉と〈因〉とを結びつけるはたらきとなる作法となり〈喩体〉を示し〈同喩〉の合作法（先因後宗：すべての作られたものは無常である）を示すことになる。

原：若是其常見非所作如虚空者是遠離言唯此三分説名能立

訓：若し是れ其の常なるものは、非所作と見る。虚空の如しとは、是れ遠離の言なり。唯だ此の三分のみを説きて能立と名づく。

現：もしこれ〔＝「声は無常である」の量において〕は常住であるものは作られたものではないとする（理解する）ことである。「虚空のようなものである」とは、これは遠離（〈宗〉及び〈因〉から遠ざける）のことばである。唯だこの〔〈宗〉〈因〉〈喩〉の〕三つのみを説いて〈能立〉というものである。

解：常住とは、能所関係（〈能立〉＝〈因喩〉・〈所立〉＝〈宗〉）における〈所立の宗〉である無常と無関係にあって、「見非所作」のことにより〈能立の因〉における所作性とも無関係である。こうして「如虚空者遠離」と言明することで、〈宗〉と〈因〉二者の濫用を避ける意味合いで〈宗〉〈因〉から隔絶することになる。即ち〈宗異品〉が〈因〉の過失を有す〈因〉を防ぐことでもある。換言すれば〈異喩〉の離作法（先宗後因：すべての常住なものはみな作られたものではない）となっており〈宗〉と〈因〉とを遠ざけている。なお遠離に関してしては、〈宗〉を遠ざけ〈因〉を離す（〈常〉は〈無常〉を遠ざけ〈非所作〉は〈所作〉を離れる）積、通じて遠離する（宗遠と因離とを通じて遠離というように宗因を分かたない）積、體は疎を「遠」と名づけ義に乖くのを「離」と名づけて〈所能立〉と體相が疎遠で義理が乖絶するために「遠離」という積（〈異品〉と〈同品〉との距離が有ることを遠と称し意義相反するを離と称する）（所立法・能立因とは体相上に疎遠となり義理上に相反することを遠離と言う）がある（『因明大疏』卷中、大正四四・一一三中）。

（三）現量

原：復次爲自開悟當知唯現二比丘量

訓：復た次に自らの開悟の爲に當に知るべし、唯だ現比の二量のみありと。

現：次には自らの理解のために当然知ることができる〔箇所である〕。それは唯だ現量と比量との二量のみである。

解：これより自悟と悟他と二門あるうちの自らが了解する現量（直接的知覚）・比量（推理）の自悟門となる。即ちこれより自悟門は〈現量〉〈比量〉〈似現量〉〈似比量〉の順に『入論』に説示されている。なお他者に理解させる悟他門は〈能立〉〈似能立〉及び後述の〈能破〉〈似能破〉が続いている。

原：此中現量謂无分別

訓：此の中の現量とは、謂く、无分別なり。

現：この（論証式により自らそれを理解するという）の中で、現量とは、謂うところは思慮概念作用を伴わない（行わない）無分別〔に直覚的に認識するもの〕である。

解：〈現量〉は三種類の分別（自性・計度・随念）のうちでは自性分別をさす。尋・伺の心所を本体として推理をまじえずに認識対象に対して直接的に認識する作用。

原：若有正智於色等義離名種等所有分別現現別轉故名現量

訓：若し正智有りて色等の義に於て名種等の所有分別を離れて現現別に轉ずるが故に現量と名づく。

現：もし正智（正しき智慧・真理に契える智慧のため認識対象を見誤らない）があって、その智は色等の認識対象に対して名称（名言：名目と言句）と種類等々の所有（諸有：「あらゆる」）分別（名称と種類とを何かと考え定めることが概念作用の分別となる）を離れた智であり、〔前五識各々の〕各別の対象（自境）などを認識するはたらきが現量である。

解：『因明大疏』卷下（大正四四・一三九上～下）によれば、「正智・色等義」－『阿毘達磨雜集論』（大正三一・七七二上）には「現量とは自ら正しく明了にして迷乱無き義なり」とあり迷乱無きことが正智。しかも旋火輪等の妄執も離れる。「色等の義」は声香味触を等取し、諸の映障を離れることで『雜集論』の「明了」に当たる。ただ「於色等義」が「明了」の意に当たることが顕著ではないけれども義（境）はこの通りである。もしそうでないならば、過失が尽きない。もし智が邪でなく無〔分〕別であれば障境を認識しても現量というのである。「離名種等所有分別」－色等の境上において映障無しと雖ももし名種等諸門分別があれば現量で無くなってしまふ。故に名言分別・種類分別とを離れるべきである。だから『門論』（大正三二・三中）には「一切の種類と名言との仮立の無異の諸門分別を遠離す」とある。分別を離れるには四つある。五識身・五俱の意識・諸の自証分・修定者の定心。ここの「於色等義」は五識のことである。他の三つの有無は如何と云えば、それには一云は五識、相顕であるからでここでは他は省略している。二云は五境のみではない、他の三種も所有分別を離れる。ここでは略している。それでは五根は一つではなく各々が現に五識が自らの対象を取る（つまり各識が各境を認識する）、それ故に「現現別轉」という。他三も「現別轉」と言えるのかと云えば、各々境の自体に附して認識して多法を貫かないので「別轉」という。「現現」－五識の場合・五識等の四つの場合があり、理の体は一ではないので「現現」という。「別轉」－各々対象の体に附して貫通することを離れて認識する。五識等が現現に各々別に自相を認識するに由るのが現量である、と述べられる。殊に上記の通り対象そのものを認識する現量には、①前五識が対象を認識するように名言を用いず直接的に認識する、②五識と俱なる意識、③心心所の自体分、④修定者の定心の四種類が挙げられ

るが、『入論』では向外等によっている。

(四) 比量

原：言比量者謂藉衆相而觀於義相有三種如前已說

訓：比量と言ふは、謂く、衆相に籍りて義を觀ずるなり。相に三種有り。前に已に説くが如し。

現：比量と言うのは、〔因の〕衆くの相（三相）によって対象・事物を〔推理推度して〕観ずるものである。謂うところは、その相には三相（〈遍是宗法性〉・〈同品定有性〉・〈異品遍無性〉）がある。これは既に前の箇所（〈能立〉中の三相）で説いたとおりである。

解：「衆相」とは〈因〉の三相であり、この三相を〈比量〉において論証式の〈因〉として〈所立の宗〉を了解して正しい智を生じさせることになる。

原：由彼爲因於所比義有正智生了知有火或無常等是名比量

訓：彼を因と爲すに由りて所比の義に於て正智の生ずること有りて、火有り或は無常等なりと了知す。是を比量と名づく。

現：彼（〈遍是宗法性〉・〈同品定有性〉・〈異品遍無性〉の三相）を〈因〉とすることによって、所比の義（比量〔既知事柄から推理されるそのようなもの〕とされる対象・認識の対象は〈不相離宗〉であり、『門論』では火や無常という〈宗〉）により正智（正しく理解する智慧・三相の因に籍りて対象〔所立の宗〕を觀〔照境の能〕ずる・所作を知る智）が生じる。その正智が起こって彼の山に昇る煙を見て「火が存在する」とか、声は作られたものであることを知る。そこから「無常である」と了知するわけである。これを比量と言う。

解：ここでは、煙から火の存在を推知したり作られたものから無常を推知することが〈比量〉であり、前者からは〈現量〉を〈因〉とし後者からは〈比量〉を〈因〉とすることを示している。『因明大疏』卷下（大正四四・一四〇上）等では、「有火」「無常等」とは〈比量の智〉を顯し、〈正しい比量〉は智を〈了因〉として、そのことから火有り・無常等は所了の果となる。その因（苦空無我）には現比の違いがあり、果にも二種がある。火を了するのは烟の〈現量〉の因より起こり、無常等を了するのは所作等という〈比量〉の因より生ずる。この二つは比量智に対望させると俱に遠因となり、この二つの因に籍りて因を認識する念を智の近因とする。既知の「あらゆる烟の有る所に必定して火有り」と憶念し「瓶は所作にして是れ無常なり」と憶念する故に智了の二つの果（火と無常）を生じることができる、としている。

原：於二量中即智名果是證相故如有作用而顯現故亦名爲量

訓：二量の中に於て即ち智を果と名づく。是れ相を證するが故に。作用有るが如く顯現するが故に亦名づけて量と爲す。

現：〔現比の〕二量と果との中で、智を果とする（智が量〔現比の能量〕であり量果である）。この量果とは能量智が自相（火有りという現量の対象）と共相（無常という比量の対象）を觀察し証する（解き明す）故〔に量果というの〕である〔識体の自証分が見相二分に転じて見分が相分を認識してその結果確認が自証分である、その自証分が能量智・量・量果となる〕。また見相

二分の能量と所量〔火有り・無常等〕の作用（能量）があるように現われる（所量）。また量（量果〔能量所量量果三分〕とも所量〔能量所量二分〕とも智〔量果：自証分〕とも）と言うのである。
解：量と果とを明らかにする箇所、『入論』では量と果とをことさら区別せず智が量であり果であると見ている。この場合三分説に立っていて、自証分が見相二分を顕現させるのは二分が能量と所量のはたらきとなり自証分が量であり果であることを示している。

『因明大疏』巻下（大正四四・一四〇上～下）等によれば、「是證相故」—量果とは能智が彼を知る。即ちこの量智が彼の二相（1火有りという〈宗〉は自相であって現量の対象。2無常という宗は共相であって比量の対象）を能く観じ能く証するために量果と名づけるという。「而顯現故」—彼の境の相（火有りや無常という〈宗〉）は心の上に於て現することを顕現することがあるという。「有作用」—仮りに一分の心を説いて名づけて能量となす。「亦名為量」—既に①心を能量と所量とを分ける故に量果を量となす。②その所量が即ち心において現じて心より離れざるが故に量とする。対象もまた心であるから二分に依りて了解するという二積があるが、③ここでの意味は、三分に立って明かす所である。即ち能量は見分・量果は自証分、体（自体分）は見分の用より離れず、即ち智を果とする。是れ（自体分）は能く彼の見分の相を証するからである。その「相」とは行相の体相であって相分を相と名づけるのではない。今は大乘は自証分に依りて、この見分が対象を取る機能とその相分が対象となって生ずることを起こすというので、これは認識し作用があるようなもので自証分が起こすのでこれが量でもある等々としている。

（五）似現量

原：有分別智於義異轉名似現量謂諸有智有瓶衣等分別而生由彼於義不以自相為境界故名似現量

訓：分別智有りて、義に於て異に轉ずるを似現量と名づく。謂く、諸有、智、瓶衣等を了して、分別して生ず。彼、義に於て自相を以て境界と爲さざるに由るが故に、似現量と名づく。

現：〔名言・種類等の各種分別を帯びて起こる〕分別智は、自相境（そのものの対象）を如実に親しく証せられず妄解を生じるものが〈似現量〉というものである。謂うところは、あらゆる智が瓶衣等々を了知して（瓶であるとか衣であるとかというように了知して）、そこに分別が生じる。彼（有分別智）は認識対象について〔その対象の〕自相を境界としない（その対象そのものを境界・認識対象としない）〔眼識等の識に現われる認識対象に相似した相（対象）を境界とする、つまり智と認識対象の自相とが別々に異なつたはたらきとして起こり〕、そのためにそれが〈似現量〉というものである。

解：有分別智の認識対象とは、その智の認識対象を対象そのものとして認識するのではなく、識に現われる対象に相似した対象を認識対象とする。それは智と認識対象そのものが別々にはたらくことを意味する。これが似現量である。

『因明大疏』巻下（大正四四・一四〇下）等には「異轉」—自相の対象に対して如実に親証できずに虚妄分別を作す。分別智とは名言・種類等各種分別を帯びる智であり、これは如実に親しく自相境を認識できず、虚妄に解を生じるとあるように分別によってそのものを正しく認識（現量）できないことを明示している（鄭偉宏氏^⑧は「由彼於義不以自相為境界故」に関して瓶・衣等を認識する分別智は色香味触の四塵の境を認識する時その自相を所觀の境と為さないで、その上に実有物を増設して所縁の対象とする。それが「異轉」という意味である。その意味する所は、瓶衣の体は四塵であり、その四塵和合により成り立つ共相のみあり、瓶衣の自体は無いことに依っている（四塵和合によって成り立つ実有物を仮に瓶衣と言ひ、それを共相といい、瓶衣自体は

存在しない)。これは仮名の瓶衣を知り、ただ共相のみあって自体は無く、本来の自相即ち四塵を以て所縁の対象とは為さない、共相の瓶衣の假法を転じて、それを実有とみなし、分別という（共相の瓶衣の假法を認識して智を生じ、それを実有となす、これによって説くのが分別である）と解釈]。また、「諸有智了瓶衣等」—あらゆる瓶衣等を了する智は実境（実在対象）に称わないものだからそれは妄分別によっているわけである。この妄分別による分別智〈似現量〉には、『門論』の例示によれば①散心（五俱の意識）が過去を追憶憶念する（認識する）場合、②独頭意識が現在を比較比度する（認識する）場合、③散心の意識が未来を稀求する（認識する）場合、④三世に対する不決智（三世を認識する疑惑不決智）の場合（疑い猶豫して決められない）、⑤現世を認識する各種惑乱智（現世での惑乱智）（分別心による現行）を挙げている。特に惑乱智については、杭を見て人とみなす、陽炎を見て水とみなすように誤失（眼病者の空華・毛病・第二月や仮名の瓶・衣等）による惑乱智があり、瓶衣等も惑乱智であって似現量となる。更に執着心による邪思推である外道及び有情が現量得としているものがそれである。このような〈似現量〉の種類を提示している。また「名似現量」については郑伟宏氏^⑧は「瓶衣等は四塵和合によって成り立つ假法である、ただ意識が共相を認識して生起する仮名である。實際上、眼識の現量から得るものではない。自らが眼で瓶衣等を見ると思いこむことで、それを似現量と称する。このほか分別執を通して実有となしさえすればすべて自識の現量所得と見なす、これも似現量と称する。単に眼が現量所得に似ることを似現量とするのではない、なぜならばこのような解釈は広範囲に及ぶもので、前解は一面性である」と解釈している（同上書）。なお中村元氏はSkt.原文からは「於義異轉」を「義の異において異つて轉ず」と読むべきで原意から著しく外れているとしている^⑨。

（六）似比量

原：若因智爲先所起諸似義智名似比量似因多種如先已說

訓：若し似因と智を先と爲して、起こる所の諸の似義の智を似比量と名づく。似因は多種なり。先に已に説くが如し。

現：もし誤った〈因〉（〈似因〉）とその〈似因〉に基づく智即ち〈似因〉を認識する智が先に生じるならば、それによって起こる誤った〈宗〉を了知する智を生じる、この一連のことを〈似比量〉と言うのである。〈似因〉は[〈四不成〉・〈六不定〉・〈四相違〉等の]多種類であることを〔〈似能立〉の箇所に〕既に説いた通りである。

解：誤謬にもとづく根拠を〈似因〉とし、〈似因〉を〈因〉として立量する場合、例えば霧霞に対して煙であると誤認識してそこに火が有ると見なすような場合、その火の有無はこの〈因〉（〈似因〉）では正しく論証式を立てられない。それ故〈似因〉にもとづく智が先に生じるので、このような智が似義の智でありこれを〈似比量〉としている。

即ち、『因明大疏』卷下（大正四四・一四一中）によれば、「若似因智爲先」—〈似因〉と及び〈似因〉を認識する智とを先と爲して、後の〈似宗〉を了する智を生ずることを〈似比量〉という。問う、〈似現量〉では先に似体〈有分別智〉を標し後に〈似因〉を標するが、〈似比量〉では先に〈因〉を標し後に果を標するの否。答う、初説—〈似現量〉は境に遇うに由りて解を取りて謂て実有とする。後に籌度（謀る・相談する）するのではない故に、先に果を標す。この〈似比量〉は要らず〈因〉は先に在り後に方に推度し、邪智は後に起こる。故に先に〈因〉を挙げる。後説—復た三句（標文）三文（釈文）が次のように配釈することを影顯する、と述べている。

原：用彼爲因於似所比諸有智生不能正解名似比量

訓：彼を用って因と爲して似の所比に於て諸有（あらゆる）智、生じて、正解すること能はざるを似比量と名づく。

現：「霧等に対して妄念して煙と見なすように所謂 彼（煙）によって妄りに邪智を起すそのように、あらゆる邪な智が生じて、正しく理解できないから、これを〈似比量〉と言うのである。

解：『因明大疏』巻下（大正四四・一四一中）によれば、上掲の「若似因智」の標に智及び〈因〉あることに准じて今積も亦〈因〉及び能知の智がある。皆不正であるから俱に〈似因〉という。しかしながら積する文（釈文中には唯だ所縁なる似因あり、能縁の智なし）にはない。即ち〈因〉のみを挙げて彼の〈因〉と智（因を縁じる智）とを先の〈因〉とすることを顕す。理に准じるに「若し似因と智と及び邪に彼の所立なる宗と因との不相離を憶する念とを先に為す」と云うとしている。「於似所比諸有智生」一起（標〔入正理論〕に起と云ふ）と生（釈〔入正理論の文を更に説明等する〕に生と云ふ）と義は同じくして文は異なり（＝起こると生じるは意味は同じだが語は異なっている）。霧等に於て妄りにおも謂って烟とする、これが「於似所比」。但し邪に火有り^{おも}と証し、中に智が起ることを「有智生」と言うが、中村元氏はこれは誤りとし、「諸有」は全称を示す語と見る⁹³。「不能正解名似比量」一彼の邪因に由りて妄りに邪智を起こして「火有り」「無常」を正しく理解することができないから（理解できないことは是れ真の流にして真に非ず）似比量と言うのである、と述べている。

（七）能破

原：復次若正顯示能立過失說名能破謂初能立缺減過性立宗過性不成因性不定因性相違因性及喩過性顯示此言開曉問者故名能破

訓：復た次に若し正しく能立の過失を顯示すれば、説きて能破と名づく。謂く、初めに能立の缺減過性と立宗過性・不成因性・不定因性・相違因性及び喩に過性となり。此の言を顯示して問者を開曉するが故に能破と名づく。

現：次には、もし正しく〔相手の〕〈能立〉の過失を顕かにするならば、それは〈能破〉を示すものである。謂うところは、初めに〈能立〉の〔〈宗〉〈因〉〈喩〉の〕何れかを満たさないという過失（闕支）である〈缺減過性〉、〔〈宗〉における〕〈立宗の過性〉と〔〈因〉における過失である〕〈不成因性〉（〈遍是宗法性〉を闕くため〈宗〉不成立の誤謬）と〈不定因性〉（〈同品定有性〉〈異品遍無性〉の何れかを闕くため〈宗〉不確定の誤謬）と〈相違因性〉（〈因〉が〈宗〉の主賓辞と矛盾する〈宗〉不成立の誤謬）と及び〈喩〉における〈過性〉（〈宗〉〈因〉を結ぶ実例に関する誤謬の〈似同喩〉と〈宗〉〈因〉より〈宗の法〉〈因〉と非類似例を隔てる実例に関する誤謬の〈似異喩〉）〔との三支の各々の過失〕とである。此の言（誤謬）を顕かにして、立量する立論者のその誤謬を理解させて真の論証に導くために〈能破〉と言うものである。

解：〈能破〉は対論者の主張・論証に対して、相手の誤りを誤謬なく示すものである。これには〈立量破〉と〈顕過破〉の二種類がある。前者は論証式を立てて他者の立論をくじくもので、これが〈真能立〉となる。後者は新たに論証式を立てずに相手の論証式に過失がある点を明示することで、破斥されるものは〈似能立〉となる。

(八) 似能破

原：若不實顯能立過言名似能破

訓：若し實に能立の過を顯す言ならずば似能破と名づく。

現：もし本当に〈能立〉の過失を顯すことばでないならば〔、つまり正しく相手を導けない誤った論証式を立てる場合〕、〔これを〕〈似能破〉と言う。

解：〈似能破〉は論証相手の主張・論証に対するこちら側の誤った論証式を立ててしまうことで、正しくない〈能破〉の意味。誤謬の〈能破〉にも直接相手に対して論証式を立てる〈立量破〉と相手の誤りを指摘する〈顯過破〉とに分類される。前者は〈似能立〉の三十三過にあたり、後者は十四過類にあたる。この過失における論証式は明らかに誤謬な論証式であるため〈似能破〉となってしまう。

原：謂於圓滿能立顯示缺減性言於无過宗有過宗言於成就因不成因言於決定因不定因言於不相違因相違因言於无過喻有過喻言如是言說名似能破以不能顯他宗過失彼无過故

訓：謂く、圓滿なる能立に於いて缺減性を顯示する言と无過の宗に於いて過有る宗となす言と成就の因に於いて不成因となす言と、決定の因に於いて不定因となす言と、不相違の因に於いて相違因となす言と、无過の喩に於いて過有る喩となす言となり。是の如き言を説きて似能破と名づく。他の宗の過失を顯すこと能はざるを以てなり。彼には過无きが故に。

現：謂うところは、完全な〈能立〉における〈缺減性〉を顯すことば（論証式）と、無過失の〈宗〉における過失有る〈宗〉のことば（論証式）と、成就成立する〈因〉における〈不成因〉のことば（論証式）と、確定断定する〈因〉における〈不定因〉のことば（論証式）と、矛盾しない〈因〉における〈相違因〉のことば（論証式）と、無過失の〈喩〉における過失有る〈喩〉のことば（論証式）とである。このような言説を〈似能破〉と言うのである。〔立論者は過失を犯すことがないが、対論者が妄言を起こすことによって過失を犯すため立論者にとって〕〈宗〉における過失がないので〈宗〉の過失を顯すことはできない。

解：〈能破〉において説示されている闕支と支過である〈缺減過性〉〈立宗過性〉〈不成因性〉〈不定因性〉〈相違因性〉の種類と同様に〈缺減性〉〈有過宗〉〈不成因〉〈不定因〉〈相違因〉とが〈似能破〉となる。〈能破〉と〈似能破〉との違いは、対論者に正しく理解させるために正しい論証式を立てる場合と誤った論証式を立てる場合との相違である。そのため〈能破〉段での〈缺減過性〉等の提示は、相手の論証式はそのような過失のある論証式であることを示しているもの（〈顯過破〉）で、これを誤謬論証式という点から提示すれば〈似能破〉段（〈立量破〉）になるとも言い得る。

(結)

原：且止斯事已宣少句義 爲始立方隅 其間理非理 妙辯於餘處

訓：且く斯の事を止めん。已に少句義を宣ぶるは始の爲に方隅を立つるなり。其間の理と非理とは妙に餘處に於いて辯ぜらる。

現：〔更に〈能立〉等八門について真と似とを論じると繁雑であるので、ここで〕且く論じる

ことをとどめることにする。既にわずかな『入論』の文章だけを宣べたのは、学び始めた者のためにその一部分を示そうとしたまでである。〔〈能立〉等の〕八義における理（道理が通る）と非理（道理が通らない）とは他の場所（『瑜伽論』『顯揚論』『雜集論』『門論』『集量論』等）でつぶさに広く述べている。

解：『入論』全体の締めくくりの文章の役割をしている。

（跋文）

原：叵明入正理論一卷 永万二年七月廿六日書了執筆求菩提沙門信西 一交了

訓：叵明入正理論一卷 永万二年七月廿六日書し了ぬ、筆を執り菩提を求む沙門信西 一交、了ぬ。

現：『因明入正理論』一卷 永万二年（一一六六）七月二十六日書写しおわる。筆を執り〔『入論』を書写することによって〕菩提を求めるものである。沙門信西。一校合を了る。

解：永万二年七月の「七」は部分的に闕けている箇所があるものの「七」と判読できる。

註記

- ①維摩会等各種法会では通常因内二明が論題となっていて因明が一～二題入っている。
- ②拙稿「敦煌写本『因明入正理論』について—ある一つの古形をめぐって—附：翻刻—」（『岐阜聖徳学園大学仏教文化研究所紀要』一九、二〇一九年三月）参照。
- ③楠淳澄「日本仏教の展開—法相唯識について—」（『仏教学研究』五〇、一九九四年三月）、同等「共同研究『成唯識論同学鈔』の研究」（『龍谷大学仏教文化研究所紀要』三六、一九九七年十一月）参照。
- ④本稿はBARCの規定にもとづきworking paper「東アジアにおける因明論義展開の起点としての『因明入正理論』について」（『2018年度BARC研究報告書』、二〇一八年三月）後半部分を大幅に加筆したものである。
- ⑤京都府教育委員会編『京都府古文書調査報告書第一三集 興聖寺一切経調査報告書』（京都府教育委員会、一九九八年三月）。
- ⑥『入論』巻末（興聖寺所蔵。本稿翻刻本参照）。
- ⑦当時の和暦は宣明歴、西暦はユリウス暦が使われていた。両歴にはひと月からひと月半程ずれている。今回は問題ないが、場合によっては和暦を機械的に西暦に変換するだけでは一年の差が出ることもある。
- ⑧宇都宮啓吾「興聖寺一切経における訓点資料について—その素性を巡って—」（『鎌倉時代語研究』二三、二〇〇〇年一〇月）参照。
- ⑨例えば「性空佛 海德佛 葉王佛／永満二年八月廿一日書寫之 願主丹波為末／荒田部氏／丹州桑田郡小川郷石白里／西樂寺一切経内 執筆僧慶盛／願以一切経 書寫威力故 現世獲悉地 後生菩提樂」（『中阿含経』巻二三奥書（『興聖寺一切経調査報告書』一五）下線筆者）
- ⑩大山喬平「西樂寺一切経書写の在地環境について」（『興聖寺一切経調査報告書』四一七～四二五）、同「十二世紀、一切経奥書にみる親族関係」（平成一〇年度大谷学会研究発表会発表要旨）（『大谷学報』七八-三、二〇〇一年一月）等参照。
- ⑪興聖寺とは、文禄年間（一五九二～一五九六）に虚応円耳が創建した大昭庵の敷地に、慶長八年（一六〇三）に古田織部が後陽成天皇の勅許を得て諸堂を建立し現在の寺名に改めている。
- ⑫石川登志雄「興聖寺と一切経」（『興聖寺一切経調査報告書』四四四）によれば、戦時中、赤松俊秀氏の調査報告書に慶長三年（一五九八）に一切経及び文殊菩薩像が海住山寺から興聖寺へ売却された『売渡状』が存在したという記述「海住山寺一切経売渡状／慶長三年十月七日、海住山寺の西方院並に宝篋院よ

り大応寺、即是院への虚応 和尚の旧号に対し、一切経及び文殊を売渡した時の書状」とあるが、残念ながら『売渡状』は現在行方不明とされる。

- ⑬一切経縁起云鬻^レ原^ノ海住山寺^ノ者初^ノ解脱上人有^ニ高第^ノ号^ニ慈心上人^ト頃^ヲ自^レ朝廷^ニ土御門院勅納^ニ十種^ノ宝物^ヲ其^ノ一^ヲ藏經^{ナリ}也（『山城名勝志』巻二〇・二二丁表）
- ⑭一切経 全部五百箇／古来之僧侶官人等寄合／書 慶長年中從笠置／海住山寺 於當寺 経／匣寛永 女帝／東福門院御所之所之／寄附也（註⑨六六三～六六四及び『興聖寺一切経調査報告書』四四四）
- ⑮寄合書とは、「一切経」書写において一つの経巻ですら多数の僧俗の手でなされている事情を指していると思われる。
- ⑯興福寺所蔵。奈良国立文化財研究所編『興福寺典籍文書目録 第一巻』四七上～四八上・四八上～四九上（法蔵館、一九八六年一〇月）。
- ⑰『興聖寺一切経調査報告書』一〇。なお註⑦の論稿の中では『大般若経』六〇〇巻書写は院政期から南北朝期の取合本で、殊に巻一一～巻二〇は院政期から鎌倉初期。巻二〇八～巻二四〇に頻出する「於四恩院之本一校了」からは「四恩院之本」が考えられ、興福寺四恩院に存した本との校異を行ったことが窺われ、また『大般若経』書写事業は興福寺・春日大社との関係性が示唆されている。
- ⑱東大寺所蔵。平岡定海『東大寺宗性上人之研究並史料 中』五九一～五九三（臨川書店、一九八八年一月復刻版〔日本学術振興会（丸善発売）一九五九年三月初版〕）。奈良国立博物館編『解脱上人貞慶一鎌倉仏教の本流一』一三一（奈良国立博物館・神奈川県立金沢文庫・読売新聞社、二〇一二年四月）。なお元仁二年三日の「一切供養式」（弘長三年宗性写跋文はない）のみは『鎌倉遺文 第五巻』三三四上～三三五上（鎌倉遺文三三四二）（東京堂出版、一九七三年九月）にも掲載されている。
- ⑲西山厚「貞慶の十三回忌と一切経」（『興聖寺一切経調査報告書』四四一）及び奈良国立博物館編『解脱上人貞慶一鎌倉仏教の本流一』一七五～一七七・二五一～二五四。
- ⑳もともと宗性が貞慶の遺徳を慕う機縁となったのが、嘉禄二年（一二二六）頃より貞慶の弟子覚遍に唯識を習学するあたりからで、宗性の『華嚴經觀世音菩薩感應要文抄』奥書には「去嘉禄二年十月之比。入興福寺光明院于時／大僧都覺遍門室。彼師範笠置上人貞／慶御事專奉歸伏耳」（東大寺蔵）と、覚遍の指導を受けた折り貞慶の事績を聴くことで貞慶への思慕が生まれ、宗性の唯識・因明著作『法相宗并因明論義本抄』（同蔵）には「嘉禄二年維摩會聽衆勤仕之時光明院法印覺遍所注送之論義也」（同蔵）と言うように興福寺維摩會を契機とした覚遍との関係が始まったことが見られる〔なおこれ以外に、宗性の因明著作は『法相要文抄』（嘉禄元年（一二二五））、『局通対抄』（嘉禄二年（一二二六））、『内明因明雜論義抄』『相違因抄』（嘉禄三年（一二二七））、『因明抄三過並否／同相違因等問書／言陳意許牀』（安貞二年（一二二九））、『後三違決』〔貞慶口伝中後二相違と相違決定の改喩宗性案〕（文暦二年（一二三五））、『因明尋思抄』（嘉禎二年（一二三六））、『因明対面抄第四』〔同学鈔中因明論義撰出〕（仁治二年（一二四一））、『宗因前後』『因明対面抄第六』（仁治三年（一二四二））、『法差別意許』（建長六年（一二五四））、『二明対面抄』『有法差別短釈』（文永八年（一二七一））（同蔵）〕。こうして寛喜二年（一二三〇）には笠置寺に参籠し、弥勒信仰に傾倒してゆき天福元年（一二三三）より笠置寺東谷房で『弥勒如来感應指示抄』を抄録し始めている（天福元年一〇月三〇日より笠置寺東谷房『弥勒如来感應指示抄』要文を抄録始め、天福二（一二三四）年二月四日笠置寺弥勒堂『弥勒如来感應指示抄』第一抄出了。天福元年一二月二八日東大寺中院『弥勒如来感應指示抄』第二抄出了。正元二年（一二六〇：四月一三日に文応に改元するが奥書は正元のまま）四月一四日中川地蔵院『弥勒如来感應指示抄』第三抄出了。文暦二年（一二三四）二月七日笠置寺東谷房『弥勒如来感應抄』第一抄出了。文暦二年二月八日笠置寺東谷房『弥勒如来感應抄』第二抄出了。嘉禎三年（一二三七）三月二九日笠置寺東谷房『弥勒如来感應抄』第三抄出了。寛元元年（一二四三）三月二〇日笠置寺福城院南堂北『弥勒如来感應抄』第四抄出了。文応元年（一二六〇）五月一日笠置寺般若院『弥勒如来感應抄』第五抄出了（以上東大寺蔵）。なお、大谷由香氏は「解脱上人貞慶を追慕する人々」（海住山寺公式Web「解脱上人特集」「解脱上人寄稿集」No.五八、二〇一三年三月（<http://www.kaijyusenji.jp/gd/kiko/sentence/k58.html>））において宗性の貞慶思慕行動を年忌との関係があるという可能性を指摘しており、参籠前年（一二二九）が十七回忌・『弥勒如来感應抄』着手（天福二年（一二三四））前年（一二三三）が二十三

回忌・『願文』書写の前年（一二六二）が五十回忌にあたるという符合性を示している。

- ⑲ 『悲華經』卷一〇奥書には「元仁二年二月一日依民部卿入道殿／御勸進悲華經一部書寫進了／從四位下前但馬守源朝臣家長」〔興聖寺所藏。『興聖寺一切經調査報告書』一三。奈良国立博物館編『解脱上人貞慶一鎌倉仏教の本流一』一七一〕とある。なお「民部卿入道」とは覚真をさし、俗名は藤原長房。
- ⑳ ○『諸經要集』卷一「貞應三年甲／申七月晦日午剋藥師寺／於大直院書寫之畢惡筆之条尤／雖有其憚爲結一佛淨土芳緣愁／所令書寫之也 大法師信尊」 ○『諸經要集』卷五「貞應三甲／申秋七月廿九日於藥師寺林堂／書寫了雖无極惡筆且爲上人御房／且爲自身滅罪生善出離生死往生極／樂乃至法界平等利益之如形所書写也／圓隆大法師」 ○『諸經要集』卷七「貞應三年閏七月十四日爲報／上人恩德誂他人令書寫畢／大法師藥師寺經鎮／執筆堪勝／智淨」 ○『諸經要集』卷八「貞應三年甲／申七月廿日於藥師寺書寫了之／依解脱上人十三年御忌日料爲彼值遇／結緣不顧老眼加筆端耳大法師歲印生年／七十三」 ○『諸經要集』卷一〇「貞應三年閏七月六日已剋書畢／藥師寺之五十卷結緣之内也」（興聖寺所藏。奈良国立博物館編『解脱上人貞慶一鎌倉仏教の本流一』一七〇）。
- また元仁二年〔一二二五、貞應三年一月二〇日改元〕正月定意写『諸經要集』卷一三は藥師寺補闕分の料紙等の体裁と異なる（西山厚「貞慶の十三回忌と一切經」（『興聖寺一切經調査報告書』四四二））ため定意は藥師寺僧と考え難いが、貞慶崇敬の念を強く吐露した奥書〔『諸經要集』卷一三「元仁貳年正月奉爲來月三日／御遠忌十三年所被書儲之御經／内拭老眼下筆了手跡雖散々／只志行也但寫經之間暫時發／信心及度々以此心普奉迴向／御得道了三歸弟子定意」（同上）もある。
- ㉑ 〈因〉が〈宗〉の主辞を包摂していないため〈因〉の三条件中〈遍是宗法性〉（主題所属性）を闕くため論証式不成立の過失因を論証式の〈因〉として用いる過失。これに四種類がある。
- ㉒ 〈因〉が〈因〉の三条件中〈同品定有性〉（同類への包摂性）〈異品遍無性〉（異類からの排除性）の何れかを闕いているため〈宗〉を確定断定し得ない過失因を論証式の〈因〉としても用いる過失。これに六種類がある。
- ㉓ 〈因〉が〈宗〉の主辞や賓辞と矛盾するため〈宗〉を成立させないのに、この過失因を用いて論証式を立てる過失。
- ㉔ 主な先行研究には、宇井伯壽『仏教論理学』（大東出版社、一九四四年七月）〔『東洋の論理 空と因明』書肆心水、二〇一四年六月）、Musashi Tachikawa “A six Century Manual of Indian Logic”（Journal of Indian Philosophy1. 1971年3月）、林彦明『因明入正理論』（『国訳一切經』論集部一、大東出版社、一九八二年四月改訂再版〔一九三三年五月〕）、泰本融「仏教論理学入門－『因明入正理論』（Nyayapravesaka）和訳－」（『空思想と論理』山喜房仏書林、一九八七年一月〔『勝又俊教博士古稀記念論集 大乘仏教から密教へ』春秋社、一九八一年九月〕）、李潤生《因明入正理論導讀上下》（全佛文化事業有限公司、一九九九年九月〔『因明入正理論導讀』中国书店、二〇〇七年一月〕）、陳大齊《因明入正理論悟他門淺釋》・呂澂《因明入正理論的論解》（中华书局、二〇〇七年八月〔陳大齊の書一九七〇年序、呂澂の書一九八二年一月張春波整理〕）がある。
- ㉕ 『門論』については、呂澂氏は『中国佛学源流略讲』（中华书局、一九七九年八月）で貞觀二三年訳とし、宇井伯壽氏は『印度哲学研究』第五（甲子社書房一九二九年、岩波書店一九六五年一月再刊）・『東洋の論理 空と因明』（『東洋の論理』（青山書院一九五〇年七月）書肆心水二〇一四年六月再刊）・『陳那著作の研究』〔大乘佛教研究七〕岩波書店一九五八年一月、二刷一九七九年二月）において貞觀二二年訳を支持し、羅紹氏は「玄奘译《因明正理門论》年代考」（『世界宗教研究』一九八一年第二集）で永徽六年訳を支持している。
- ㉖ 「差別性故」と「差別爲性」の異読問題（改訳問題）については、拙稿「中国因明における“pakṣa”〈宗〉の“visiṣṭa”〈差別〉について」（『中国－社会と文化』三三、二〇一八年七月）、同「敦煌写本『因明入正理論』について－ある一つ古形をめぐって－附：翻刻－」（『岐阜聖徳学園大学仏教文化研究所紀要』一九、二〇一九年三月）等参照。

なお、何故〈有法〉と〈能別〉とするのかは『因明大疏』卷上本（大正四四・九九中）に〈有法〉は他〔無我・可聞等の性質〕を有する点で勝れ、〈能別〉は他を別する点で勝れていると説き、「自性」と

「差別」は諸法の通名に使うが「有法」と「能別」は具体的な別称であるから別名を挙げて通名を隠すので、「有法」を示して後の「法」を影顯し「能別」を示して後の「所別」を影すように二灯二炬二影二光は互いに一名を挙げて互いに影發するようなものであるからと述べている。

⑳ Tang mingjun “*Yin Ming 因明 in Chinese Buddhism*” [Yiu-ming Fung Editor “*Dao Companion to Chinese Philosophy of Logic*” (2017年) Yiu-ming Fung's suggestion 以下同様。なお、末木剛博『東洋の合理思想』（法蔵館、二〇〇一年三月増補新版〔講談社、一九七〇年初版〕）には『第1部悟りの論理—インドの論理思想』の中で新因明の論証式を演繹法であるとして論理記号により証明・提示している。この件について、もし機会があればそこの言及に譲りたい。

㉑ 桂紹隆『インド人の論理学 問答法から帰納法へ』「第五章インド人の思维方法—帰納法」（中央公論社、一九九八年一〇月）、但し一部分文言を変更するが意味に変化はない。

㉒ 註㉑参照。

㉓ 郑伟宏（『因明大疏校释、今释、研究』七四五（复旦大学出版社 二〇一〇年一月）

㉔ 郑伟宏（『因明大疏校释、今释、研究』七四六（复旦大学出版社 二〇一〇年一月）

㉕ 中村元『国訳一切経』論疏部二三、二四五註三〇（大東出版社、一九八三年三月改訂）

㉖ 中村元『国訳一切経』論疏部二三、二四七註一七（大東出版社、一九八二年三月改訂）

四『因明入正理論』翻刻

校勘に際し、底本として興聖寺所蔵『因明入正理論』を使用し対校は下記の通りとする。凡例としては、漢字は原文通りとし、筆者の使用するfontに無い場合（〔猶〕・〔諡〕・〔盱〕）は正字または常用漢字（猶・説・所）とする。但し、版本・大正本は当初より「猶」。なお、明らかな誤字であってもそのまま表示することとした。

一 底本 興聖寺所蔵写本『因明入正理論』永万二年（一一六六）信西書写（二九行～三一一行一七字）（『興聖寺一切経調査報告書』一六六、通番二八六八・箱番二六五・千字文似・番号二・法量二五・六×九・二・全長二七四・七・界高一九・五・界幅一・八・紙数五・第二紙三一）

二 対校本 金剛寺所蔵写本『因明入正理論』鎌倉中期書写（国際仏教学大学院大学図書館蔵使用）（二七行一七字～一九字）

三 対校本 東大寺所蔵写本『因明入正理論』（重要文化財）明応六年（一四九七）照範書写（二二行一九字～二一字）本稿では東大寺本1と表示する。

四 対校本 東大寺所蔵写本『因明入正理論』（重要文化財）宝永三年（一七〇六）法印権大僧都晃海写（二四行一七字）本稿では東大寺本2と表示する。

五 対校本 東大寺所蔵写本『因明入正理論』（重要文化財）時期不詳（二四行一七字）本稿では東大寺本3と表示する。

六 対校本 龍谷大学図書館所蔵版本『因明入正理論』正保五年（一六四五）岳誉編・文臺屋宇平求板（一六行一七字）（版本は正保五年版と宝永元年版（一七〇四）〔土川宇平開板〕があり、より古い正保五年版を使用する。版本は諸大学図書館等に蔵されているため筆者に閲覧し易い機関の書を使用）

七 対校本 敦煌写本『因明入正理論』吐蕃の敦煌統治（七八六～八四八）時期書写（『國家圖書館藏敦煌遺書』一〇五・七六（北京図書館出版社 二〇〇八年一二月））（二六字～三六字）、中国国家図書館所蔵BD9403（現存範囲大正三二・一一上二四行～一二上七行に相当）。本稿では敦煌1と表示する。

八 対校本 敦煌写本『因明入正理論』時期不詳（一七字）、大英図書館所蔵S4956（現存範囲大正三二・一一中二五行～一二下二三行に相当）。本稿では敦煌2と表示する。

九 対校本 大正新脩大藏経刊本『因明入正理論』（再雕版高麗大藏経底本+宋元明本対校）（二九行二〇字）。「江南諸大藏経」を記載すると少し煩雑になるので、ここでは大正藏経の脚註記載の宋元明版にとどめておく。

翻刻・掲載等を許可して下さった臨済宗興聖寺様及び閲覧・複写等の便宜を図って下さった関係各位に深く感謝を記します。

〔翻刻〕

興聖寺藏写本

因¹明入正理論² 商羯羅王³菩薩造 三藏法師玄奘奉⁴譯
能立與⁵能⁶破 及似唯⁷悟他 現量與⁸比量 及似唯⁹自悟
如是惣⁹攝諸論要義此中宗等多言名為¹⁰能
立由宗因¹⁰喻多言開示諸有問者未了義故
中此¹¹宗者謂極成有法極成能別差別性故¹²

隨¹³自樂為¹⁴所成立性是名為¹⁵宗如有成立聲
是无¹⁶常¹⁷因¹⁷有三相何等為¹⁸三謂遍¹⁸是宗法松

|| *19

性同品定有性異品遍¹⁹无 * ^λ性云何名為²⁰同品²⁰
異品謂所立法均等義品說²¹名同品如立无 *
常²²瓶等无 * 常是名同品異品者謂於是處²³无 *

其所立若有是常見非所作如虛空²⁴等此中
所作性或對²⁵勇无 * 問²⁶所發性遍²⁶是宗法於²⁷同
品定有於²⁸異品遍²⁸無²⁹是无³⁰常等因²⁹
喻有二種一者同法二者異法同法者若於³¹
是處顯因³¹同品決³²定有性謂若所作見彼无 *

常譬如瓶等異法者若於是處說³³所立无³³因³³
遍³³非有謂若是³⁴常見非所作如虛空等此中
常言表非无 * 常非所作言表无³⁵所作如有非³⁵
有說³⁶名非有已說³⁶宗³⁶等如是多言開悟他時
說³⁷名能立如說³⁷聲无 * 常者是立宗言所作性

无 *

故者是宗法言若是所作見彼○常如瓶等者
是隨³⁷同品言若是其常見非所作如虛空者
是遠離言唯³⁸此三分說³⁸名能立雖樂成立由与³⁸
現量等相違故名似立宗謂現量相違比量
相違自教³⁹相違世間相違自語相⁴⁰違能別不

極成所別不極成俱不極成相⁴¹符極成此中
∟現量相違者如說⁴²聲非所聞∟比量相違者如
說⁴³瓶等是常∟自教⁴²相違者如勝論師立聲為⁴⁴
常世間相違者如說⁴⁵懷兔⁴³非月有故又如說⁴⁴
言人頂骨淨⁴⁵衆生分故猶如螺貝∟自語相違者

〔ここまで1丁〕

如言我母⁴⁶是其石女∟能別不極成者如佛⁴⁷弟

子對數論師立聲滅壞_レ所別不極成者如數
論師對佛[○]弟子說_レ我^{*48}是思_レ俱不極成者如勝
論師對佛[○]弟子立我以為^{*49}和合因_レ緣^{*50}相符極
成者如說_レ聲是所聞如是多言是遣^{*51}諸

法自相門故不容成故立无^{*52}果故名似^{*53}立宗過
已說_レ似宗當說_レ似因_レ不成不定及与^{*54}相違是
名似因_レ不成有四_レ一兩俱不成二隨^{*55}一不^{*56}成
三猶豫不成四所依不成如成立聲為[§]无^{*}常
等若言是眼所見性故兩俱不成所作性

故對聲顯論隨^{*57}一不成_レ於霧等性起疑惑^{*58}時
為[§]成大種和合大有而有所說_レ猶豫^{*59}不成^{*60}虛
空實有德^{*61}所依故對无^{*}空論所依不成_レ不定
有六一共二不共三同品一分轉異品遍[○]
轉四異品一^{*62}分轉同品遍[○]轉五俱品一分轉

六相違決定此中共者如言^{*63}聲常所量性故
常无[△]常品皆共此因_レ是故不定為[§]如瓶等所
量性故聲是无^{*}常為[§]如空等所量性故聲是
其常言不共者如說_レ聲常所聞性故常^{*64}无^{*}常
品皆離此因_レ常无^{*}常外餘非有故是猶豫因_レ

此所聞性其猶何等同品一分轉異品遍[○]轉
者如說_レ聲非勤勇无^{*}問所發无^{*}常性故此中非
勤勇无^{*}問所發宗以電空等為[§]其同品此无^{*}
常性於電等有於空等无^{*}非勤勇无[△]問所發
宗以瓶等為[§]異品於彼遍[○]有此因_レ以電^{*65}瓶^{*66}為[§]

同法故亦是不定為[§]如瓶等无[▽]常性故^{*67}是勤
勇无^{*}問所發為[△]如電等无^{*}常性故彼非勤勇
无^{*68}問所發異品一分轉同品遍[○]轉者如立宗
言聲是勤勇无^{*}問所發无^{*}常性故勤勇无^{*}
問所發宗以^{*69}瓶等為[§]同品其无^{*}常性於此遍[○]

[ここまで2丁]

有以電空等為[§]異品於彼一分電等是有
空等是无^{*70}是故如前亦為[§]不定俱品一分轉
者如說_レ聲常无^{*71}質礙故此中常宗以虛空
極微等為[△]同品无^{*}質礙^{*72}性於虛空等有於極
微等无^{*}以瓶樂等為[△]異品於樂等有於瓶等无[▽]

是故此因³以樂以空爲^a同法故亦名不定相
 違決定者如立⁷³宗言⁷⁴聲是无[▽]常所作性故譬
 如瓶等有立聲常所聞性故譬如聲性此二皆
 是猶豫因³故俱名不定相違有四謂法自相⁷⁵
 相⁷⁶違因[#]法差別相違因[#]有法自相相違因[#]有

法差別相違因^{≡#}等⁷⁷∩此中法自相相⁷⁸違因[#]者如說[∫]
 聲常所作性故或勤勇无^{*}間所發性故此因[≡]
 唯[∩]於異品中有是故相⁷⁹違∩法差別相違因[#]者
 如說[∫]眼等必爲[§]他用積⁸⁰聚性故如卧⁸¹具等此
 因^{3#}如能成立眼等⁸²必爲[§]他用如是亦能成立所

立法差別相違積聚他用諸卧⁸¹具等爲⁸³積聚
 他所受用故∩有法自相相違因[#]者如說[∫]有性非
 實非德⁸⁴非業有一實故有德^β業故如同異性
 此因[#]如能成遮實等如是亦能成遮有性俱
 決定故∩有法差別相違因^{≡#}者如即此因[≡]即於

前宗有法差別作有緣[†]性亦能成立与⁸⁵此
 相違作非有緣^{86†}性如遮實等俱決定故已
 說[∫]似因^{3#}當說[∫]似喻似同法喻有其五種一能
 立法不成二所立法不成三俱不成四无^{*}合五
 倒合似異法喻亦有五種一所立不遣二能

立不遣三俱不遣四不⁸⁷離五倒離能立法
 不成者如說[∫]聲常无^{*}質礙⁸⁸故諸无[▽]質礙⁸⁹見
 見⁹⁰是常猶如極微然彼極微所成立法常性

∥

是有能成立法无^{*}質礙无^{*}以說⁹¹極微質礙⁹²性
 故所立法不成者謂說[∫]如覺然一切覺能成立

法无[▽]質礙⁹³有所成立法常住性无^{*}以一切覺皆无^{*}常 [ここまで3丁]
 故俱不成者復有二種有及非有若言如瓶
 有俱不成若說[∫]如空對⁹⁴非有⁹⁵論无^{*}俱不成无^{*}
 合者謂於是處无^{*}有配合但⁹⁶於瓶等雙現能
 立所立二法如言於瓶見所作性及无^{*}常性

倒合者謂應說[∫]言諸⁹⁷所作⁹⁸者⁹⁹皆是无^{*}常而倒
 說[∫]言諸无^{*}常者皆是所作如是名似同法喻

品似異法中所立不遣者且如有言諸无*常
者見彼質礙譬如極微由於極微所成立

立法常性不遣彼立極微是常性故能成立

法无*質礙无*能立不遣者謂說^f如^{*100}業但遣所
立不遣能立彼說^f諸業无*質礙故俱不遣者
對彼有論說^f如虛空由彼虛空不遣常性无^v
質礙性以說^f虛空是常性故无*質礙故不^{*101}離
者謂說^f如瓶見无^v常性有質礙性倒離者謂

如說^f言諸質礙者皆是无^v常如是等似宗因[≡]
喻言非正能立復次爲^{\$}自開悟當知唯[□]有現
二比^{*102}丘量此中現量謂无*分別若有^{*103}正智^{*104}於

色等義離名種等所有分別現現別轉故名
現量言比量者謂藉衆相而^{*105}觀於義相有三

種^{*106}如前已說^f由彼爲^{\$}因[#]於所比義有正智生
了知有火^{*107}或无*常等是名比量於二量中即
智名果是證相故如有作用而顯現故亦名
爲^α量有分別智於義異^{*108}轉名似現量謂諸有
智了瓶衣等分別而生由彼於義不以自相爲^{\$}

境界故名似現量若似因[#]智爲^{\$}先所起諸似
義智名似比量似因[≡]多種如先已說^{*109}用彼爲^{\$}
因^{≡#}於似所比諸有智生不能正解名似比量
復次若正顯示能立過失說^f名能破謂初^{*110}能
立缺減^{*111}過性立宗過性不成因^{≡#*112}性不定因^{≡#}性

相違因^{≡#}性及喻過性顯示此言開曉問者故
名^{*113}能破若不實顯能立^{*114}過言名似能^{*115}破謂於
圓^{*116}滿能立顯示缺減^ε性言於无^v過宗有過宗
言於^{*117}成就因^{≡#}不成因^{≡#}言於決定因^{≡#}不定因^{≡#}言
於^{*118}不相違因^{≡#}相違因^{≡#}言於无*過喻有過喻^{*119}言

[ここまで4丁]

如是言說^f名似能破以不能顯他宗過失彼
无*過故且止斯事
已宣少句義 爲^{\$}始^{*120}立方隅 其間^{*121}理非理 妙辯^{*122}於餘處

巨^{*123}明入正理論一卷^{*124}

永万二年巨^{*125}月廿六日書了執筆求菩提^{*126}沙門信西

一交了

- *1 東大寺本 1・2・3 「巨」、以下「#」。同 1 のみは「▽」、同 3 のみは「&」、同 1・3 は「ヨ」、
なお金剛寺本・東大寺本 1・2・3 は「㊄」、金剛寺本・東大寺本 1・3 は「㊄」と表示する。大正
本「因」。敦煌本 1 闕落。なお、以降に敦煌本 1 が「巨」の場合は「θ」、敦煌本 2 が「巨」の場合は
「π」。
- *2 大正本「一卷」あり。
- *3 金剛寺本・東大寺本 1・2・3・版本・大正本・敦煌本 1 「主」
- *4 東大寺本 1・2・3・版本・敦煌本 1 「奉」なし、大正本「詔」あり。
- *5 東大寺本 1 「与」
- *6 敦煌本 1 なし。
- *7 版本「惟」以下「∩」と表示する。
- *8 東大寺本 1・2・3 「与」
- *9 大正本「總」敦煌本 1 「捻」
- *10 東大寺本 1・2・3 「為」
- *11 金剛寺本・東大寺本 1・2・3・版本・大正本・敦煌本 1 「此中」
- *12 大正本（高麗のみ）は「性故」を「爲性」、敦煌本 1 は「爲性」
- *13 金剛寺本・東大寺本 2・3・敦煌本 1 「隨」
- *14 東大寺本 2・3 「為」以下「\$」と表示する。
- *15 東大寺本 3 「為」以下「α」と表示する。
- *16 東大寺本 2・3・版本・大正本「無」以下「*」、敦煌本 1 「無」以下「λ」と表示する。
- *17 敦煌本 1 「常」なし。
- *18 版本「徧」以下「Φ」と表示する。
- *19 「㊄」原本で誤字を抹消し訂正している。以下同様。
- *20 「品異品」敦煌本 1 なし。
- *21 大正本・敦煌本 1・2 「説」以下「f」と表示する。
- *22 東大寺本 1 「謂」あり。
- *23 「處無其」敦煌本 1 なし。
- *24 「空等此中所」敦煌本 1 なし。
- *25 金剛寺本・東大寺本 1・2・3・版本・大正本・敦煌本「勤」、文脈上「勤」が正しい字。
- *26 敦煌本 1 「問」
- *27 大正本「性」、敦煌本「於同品」なし。
- *28 版本・大正本「性」
- *29 金剛寺本・敦煌本 1 「无」、大正本「性」あり。
- *30 東大寺本 3・大正本「無」以下「∠」と表示する。
- *31 「於是處顯因同」敦煌本 1 なし。
- *32 大正本「決」以下「ff」と表示する。
- *33 「遍非有謂若」敦煌本 1 なし。
- *34 金剛寺本「見」
- *35 東大寺本 2 これ以降「對聲顯論隨一不成於霧等性起疑惑時～無質礙性於虛空等有於」が続いており前後
文章錯簡している。
- *36 版本「因」あり。

- *37版本・大正本「隨」あり。
- *38金剛寺本・東大寺本1・2・3・版本・大正本・敦煌本1「與」
- *39東大寺本2・版本「教」
- *40金剛寺本「相」なし。
- *41敦煌本1「相」なし。
- *42東大寺本2・3・版本「教」
- *43金剛寺本・東大寺本1・2・3・敦煌本2「菟」
- *44敦煌本1は「説言」が「言説」
- *45東大寺本2・版本・大正本・敦煌本2「淨」
- *46敦煌本1は「母是」が「是母」
- *47敦煌本1「仏」、以下「ω」と表示する。
- *48敦煌本1「我」なし。
- *49東大寺本1・2・3「為」
- *50版本・大正本「縁」以下「縁†」、敦煌本1「勝」
- *51金剛寺本「違」
- *52東大寺本3・版本・大正本「無」以下「▽」と表示する。
- *53金剛寺本・東大寺本1・2・3・敦煌本1「似」なし。
- *54金剛寺本・東大寺本2・3・版本・大正本・敦煌本1・2「與」
- *55版本・大正本「隨」
- *56敦煌本1「不」なし。
- *57版本・大正本「隨」
- *58東大寺本1・敦煌本2「或」
- *59敦煌本2「務」
- *60東大寺本3「猶豫不成」本文外にあり。敦煌本1「成」なし。
- *61版本「徳」
- *62敦煌本1は「一分轉」が「遍轉一分轉」。
- *63敦煌本1「云」
- *64敦煌本1は「常无」が「無常」
- *65東大寺本1・版本「以」あり。
- *66東大寺本3「等」あり。
- *67金剛寺本・東大寺本1・2・3・版本・大正本・敦煌本1・2「彼」あり。
- *68東大寺本3・大正本「無」
- *69敦煌本1は「以瓶等」が「瓶等以」
- *70金剛寺本「无」なし、・東大寺本2・版本・大正本「無」
- *71東大寺本3・版本・大正本「無」、敦煌本2「无」のあとに更に「無」あり。
- *72東大寺本3「碍」
- *73版本「立」なし。
- *74金剛寺本「言」あり。
- *75大正本「性」但し大正本底本は「相」
- *76金剛寺本「相」なし。
- *77敦煌本2「等」なし。
- *78金剛寺本「相」なし。
- *79敦煌本2「相違法差別」闕落。
- *80敦煌本2「積聚性故如卧」闕落。
- *81大正本「臥」以下「𠂔」と表示する。
- *82敦煌本2「等必爲他用如」闕落。

- *83東大寺本1・2「為」
- *84版本「徳」以下「β」と表示する。
- *85金剛寺本・大正本・敦煌本2「與」
- *86敦煌本2「縁」
- *87金剛寺本「立」
- *88東大寺本2・3「碍」
- *89金剛寺本「礙」なし、東大寺本2「碍」
- *90金剛寺本・東大寺本1・2・3・版本・大正本・敦煌本2「彼」、文脈上「彼」が正しい字。
- *91金剛寺本・東大寺本2・3・版本・大正本・敦煌本2「諸」、東大寺本1「説」の横に「諸_イ」、文脈上「諸」が正しい字。
- *92東大寺本2・3・版本「碍」
- *93東大寺本2・3「碍」
- *94金剛寺本「欲」
- *95東大寺本3「非有」を抹消して横に「无空」、大正本「無空」
- *96金剛寺本「俱」
- *97敦煌本2「謂」
- *98金剛寺本「作所」
- *99東大寺本3「孝」
- *100金剛寺本「等」あり。
- *101敦煌本2「不」なし。
- *102底本は「二」上覧にあり。金剛寺本・東大寺本1・2・3・版本・大正本・敦煌本2「比二」
- *103東大寺本1「有」なし。
- *104敦煌本2「知」
- *105金剛寺本「而」なし。
- *106金剛寺本「現量言比量者謂籍衆而觀於義相有三種」あり。
- *107金剛寺本「大」
- *108金剛寺本「一」あり。
- *109金剛寺本「謂」大正本「説」
- *110金剛寺本「諸」、東大寺本1「初」の横に「諸_イ」
- *111東大寺本3・版本「減」以下「𠂔」と表示する。
- *112大正本「立」、文脈上「立」は誤植。
- *113敦煌本2「立」
- *114東大寺本1「立」なし。
- *115金剛寺本「礙」あり。
- *116版本「𠂔溝」
- *117東大寺本3「於」なし。
- *118金剛寺本「於」あり。
- *119金剛寺本「有過喩」なし。
- *120金剛寺本「如」
- *121敦煌本2「聞」
- *122東大寺本3「弁」、版本「辨」
- *123東大寺本2・大正本・敦煌本2「因」
- *124金剛寺本「一卷」なし「一交了」あり。東大寺本1「勝論師立六句義一實二徳三業四有五同異六和合
/復代恵月論師立十句義如十句義論中立以實解云諸法躰/實是徳等所依二徳解謂實通徳也三業解云謂動作
是/實家業四同解云躰遍實等同有名同五異解云唯在實/上令實別異六和合解云謂与説法爲生至因七有能解
云謂/實等生自果時由此有能助方生八无能解云謂遮生餘/果九俱分解云謂性遍實徳等亦同且異故名俱分十

无説/解云謂説无也實句義云何謂九種實名實句義何者爲九一地/二水三火四風五空六時七方八我九意是爲九實/數論師立廿五諦義言廿五諦者一我彼計常我以思爲躰/性但是受者而非作者余廿四諦是我所是我之所受用二自性以薩埵刺闍答摩爲躰且名苦樂癡且名憂/喜晴此猶如我之臣佐我欲得受用境時即爲我變未變之時/谷經自性故名自性三從自性生大謂我思量欲得受用諸境/界時三法即知動轉之時其躰大故名之爲大四從大生我執謂/緣彼我故名我執五從我執生五唯量謂色聲香味觸是/前爲九六從五唯量生五大謂地水火風空是前爲十四謂/色能生火以火赤色故聲能生空以空中有聲故香/能生地以地中多香故味能生水以水中多味故觸能/生風以風能觸身故七從五大生十一根謂眼耳鼻舌身意/手足大便處小便處語具即完舌足前爲廿五」あり末文に「明應六年十四 於南都東大寺勸學院/書写畢 照範」。東大寺本2「一卷」なし、末文に「宝永三年卯月二日書写畢 法印權大僧都晃海行年/五十三」あり。東大寺本3「一卷」なし。版本・大正本「因明入正理論後序」あり。敦煌本2「卷」

*125破損しているが「七」と判読できる。

*126底本「+/+/、」略附合表記。

付記：科研18H00609に関する研究成果の一部である。

